

令和 8 年 2 月 12 日

# 秩父広域市町村圏組合議会定例会会議録

秩父広域市町村圏組合議会



## 秩父広域市町村圏組合議会定例会会議録目次

招集告示	1
議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
説明のための出席者	4
職務のため出席した事務職員	5
開会・開議	6
議事日程について	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸報告	6
管理者提出議案の報告	7
管理者の挨拶	7
一般質問	9
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	21
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	22
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	24
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	27
議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	35
議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	39
議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	46
閉会	50



秩父広域市町村圏組合告示第2号

令和8年第1回秩父広域市町村圏組合議会2月定例会を、次のとおり招集する。

令和8年2月5日

秩父広域市町村圏組合  
管理者 富田能成

1. 期 日 令和8年2月12日(木) 午前10時
2. 場 所 秩父市役所本庁舎4階議場



令和8年2月12日

秩父広域市町村圏組合議会定例会



## 秩父広域市町村圏組合議会定例会議事日程

令和8年2月12日午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 管理者提出議案の報告
- 第 5 一般質問
- 第 6 議案第1号 秩父広域市町村圏組合事務局設置条例及び秩父広域市町村圏組合し尿処理施設条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第2号 秩父広域市町村圏組合一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 第 8 議案第3号 秩父広域市町村圏組合火災予防条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第4号 令和7年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第2回）
- 第10 議案第5号 令和7年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計補正予算（第3回）
- 第11 議案第6号 令和8年度秩父広域市町村圏組合一般会計予算
- 第12 議案第7号 令和8年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計予算

(開会 午前10時00分)

出席議員 (16名)

1番	小松穂波	議員	2番	高野佳男	議員
3番	坂本勝幸	議員	4番	内田均	議員
5番	本橋貢	議員	6番	赤岩秀文	議員
7番	木村隆彦	議員	8番	小櫃市郎	議員
9番	宮原みさ子	議員	10番	関根修	議員
11番	若林光雄	議員	12番	四方田実	議員
13番	大島瑠美子	議員	14番	新井利朗	議員
15番	猪野茂	議員	16番	今井敏夫	議員

欠席議員 (なし)

説明のための出席者

富田能成	管 理 者
清野和彦	副 管 理 者
黒澤栄則	理 事
鈴木日出男	理 事
森真太郎	理 事
鈴木光一	監 査 委 員
濱田雅之	事 務 局 長
鈴木千野	会 計 管 理 者
北堀史子	水 道 局 長
本峯治彦	事 務 局 参 事 兼 長
千嶋浩	福 祉 保 健 課 長
岩田聡	会 計 課 長
鈴木和行	事 務 局 次 長 兼 管 理 課 長
浅見修	事 務 局 次 長 兼 秩 父 長
権頭義典	ク リ ー ン セ ン タ ー 所 長
浅賀進二	消 防 本 部 次 長 兼 監
	水 道 局 次 長 兼 横 瀬 事 務 所 長
	工 務 課 長 兼 水 道 局 次 長 兼 西 秩 父 事 務 所 長
	水 道 局 技 監 兼 皆 野 長 瀨 事 務 所 長

引	間	宣	行	消 防 本 部 専 門 員 兼
引	間	逸	朗	総 務 課 長
横	山	貴	俊	財 務 課 長
堀	口	忠	寿	秩 父 環 境 衛 生 セ ン タ ー 所 長
新	井	幸	男	兼 斎 場 所 長
中	畝	孝	文	し 尿 政 策 課 長
黒	澤	和	範	清 流 園 所 長
木	村	和	彦	溪 流 園 所 長
八	木		修	小 鹿 野 し 尿 処 理 セ ン タ ー 所 長
平			巖	予 防 課 長
芦	田	進	市	経 営 企 画 課 長
				浄 水 課 長
				大 滝 荒 川 事 務 所 長

職務のため出席した事務職員

千	嶋		浩	書	記	長
柴	田	卓	也	書		記

午前10時00分 開会

○開会・開議

**議長（赤岩秀文議員）** ただいまの出席議員は16名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから令和8年第1回秩父広域市町村圏組合議会2月定例会を開会いたします。  
これより本日の会議を開きます。

○議事日程について

**議長（赤岩秀文議員）** 議事日程は、お手元に配付しておきましたから、ご了承を願います。

○会議録署名議員の指名

**議長（赤岩秀文議員）** まず、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において指名をいたします。

2番 高野佳男 議員

3番 坂本勝幸 議員

4番 内田均 議員

以上3名の方をお願いをいたします。

○会期の決定

**議長（赤岩秀文議員）** 次に、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日及び明日の2日間とし、その日程はお手元に配付した日程案といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

**議長（赤岩秀文議員）** ご異議なしと認めます。

よって、会期は2日間と決定をいたします。

○諸報告

**議長（赤岩秀文議員）** 次に、諸報告を行います。

まず、管理者より指定専決に関わる和解及び損害補償の額の決定について報告がありましたので、お手元に配付しておきましたからご了承を願います。

次に、監査委員から例月出納検査の結果報告がありましたので、お手元に配付しておきましたからご了承願います。

この際、監査委員に説明を求めます。

鈴木監査委員。

(鈴木光一監査委員登壇)

**鈴木光一監査委員** 監査委員の鈴木でございます。

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき実施いたしました例月出納検査の結果につきましてご説明申し上げます。

お手元に配付されております報告書は、昨年10月から12月までのそれぞれの月末現在における一般会計及び歳入歳出外現金、また水道事業会計について検査を実施したものでございます。これらについて検査しましたところ、現金出納簿の各月末残高はいずれも検査資料と符合し、正確に処理されておりました。また、各会計の現金につきましては、定期預金及び普通預金により保管されており、通帳、証書等の管理も適切に行われているものと認めました。

なお、昨年12月末現在の一般会計及び歳入歳出外現金の残高は15億7,568万1,395円、水道事業会計の残高は33億2,255万6,598円であることを確認いたしました。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

**議長(赤岩秀文議員)** 以上で諸報告を終わります。

○管理者提出議案の報告

**議長(赤岩秀文議員)** 次に、管理者から議案の提出がありましたので、報告いたします。

議案につきましては、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

○管理者の挨拶

**議長(赤岩秀文議員)** この際、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

管理者。

(富田能成管理者登壇)

**富田能成管理者** 皆様、おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、一言管理者としてご挨拶をさせていただきたいと存じます。

本日ここに、秩父広域市町村圏組合議会2月定例会を招集いたしましたところ、議員各位には公私ともに大変お忙しい中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

令和8年に入り、1月下旬から日本海側を中心に災害級の大雪に見舞われ、家屋の倒壊なども発生し、死傷者も発生する状況となっております。被害に遭われた方々には心よりお見舞いを申し上げます。

一方、関東地方では昨年11月中旬から降水量の少ない状況が続いており、気象庁では火の取扱いに十分注意するよう呼びかけていますが、各地で多くの林野火災が発生し、鎮火まで期間を要する火災も多く、住民生活にも影響が出ている状況でございます。

当組合管内におきましても、2月4日午後に秩父市浦山地区において林野火災が発生いたしました。消火活動に当たり、2月5日からは県下消防相互応援協定に基づいて、県内全ての25消防本部、局及び埼玉県防災航空隊、また広域航空消防応援実施要綱に基づいて東京消防庁、横浜市、山梨県、長野県及び川崎市の各消防防災ヘリコプターにご協力をいただいております。さらには、県知事からの災害派遣要請に基づく陸上自衛隊ヘリコプターの協力も得て懸命な消火活動を行ってまいりましたが、2月9日17時までに山林143ヘクタールを焼損いたしました。なお、家屋と建物の焼損はありません。現在延焼の範囲の拡大は何とか防いでいる状況ですが、鎮火には至らない状況であります。この林野火災に際し、秩父市消防団をはじめとするご協力いただいております多くの皆様に感謝を申し上げますとともに、一日も早い鎮火に向けて活動を継続してまいります。

1月2日以降、降雨がなく、空気が乾燥した状況が続き、1月中旬に8件の火災が発生、2月に入りまして降雪と降雨もございましたが、既に3件の火災が発生しており、近年にないペースでの発生となっておりますので、秩父消防本部と1市4町が連携して火災予防広報にも努めてまいりたいと存じます。

さて、水道事業につきましては、平成28年度の事業統合から10年が経過いたします。統合以来10年間取り組んでまいりました広域化事業でございますが、橋立浄水場の整備をはじめ姿見山配水池の整備、皆野町三沢地区や金沢地区への配水計画に係るポンプ場及び新配水池建設、小鹿野町方面への配水計画に係るポンプ場、配水池建設等、主要な計画の多くが議員の皆様のご理解とご協力を得て完成を迎えることができました。一部の事業につきましては、繰越し事業として引き続き整備していくこととなりますが、着実に進めてまいりたいと考えております。

また、4月からは水道料金が改定となりますが、安全で安心な水を届けるため、施設整備、維持管理等を着実に進めるとともに健全な経営を維持してまいりたいと考えております。理事、職員が力を合わせて、目標に向け事業を推進していきたいと思っております。議員の皆様にも引き続きお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

それでは、本日執行部でご提案いたします議案の概要について説明をさせていただきます。本定例会でご審議いただきます議案は7件でございます。

まず、議案第1号の秩父広域市町村圏組合事務局設置条例及び秩父広域市町村圏組合し尿処理施設条例の一部を改正する条例につきましては、誰もが分かりやすく親しみやすい課所名に変更することで組織力を向上させ、良好な水環境を未来へつないでいくため、所要の条例整備を行いたいのものがございます。

議案第2号の秩父広域市町村圏組合一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきましては、人事院勧告及び埼玉県人事委員会勧告に準じて給料表、期末手当及び勤勉手当支給率、通勤手当及び地域手当の支給率などの改定をしいたいため、所要の条例整備を行いたいのものがございます。

議案第3号 秩父広域市町村圏組合火災予防条例の一部を改正する条例につきましては、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令の公布に伴い、所要の条例整備を行いたいものでございます。

次に、議案第4号の令和7年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第2回）につきましては、歳入では使用料及び手数料、財産収入及び諸収入の増額と事業費の確定に伴い、国庫支出金の循環型社会形成推進交付金と消防費補助金の減額、また消防救急基金からの繰入金の減額を行い、歳出では給与改定等に伴う人件費の増額と事業費の確定等による減額の補正を行いたいものでございます。

議案第5号の令和7年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計補正予算（第3回）につきましては、収支の適正化を図るため、可能な限り予算額の見直しを実施するとともに、建設改良費について、請負差金による見直し及び新規計上等の補正を行いたいものでございます。

議案第6号は、令和8年度秩父広域市町村圏組合一般会計予算でございます。令和8年度の予算総額は42億3,024万5,000円を計上させていただきました。前年度予算額に対して1億8,853万1,000円の増額となっております。令和8年度予算から枠配分方式による予算編成を行いまして、歳出予算の削減に努めております。

議案第7号は、令和8年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計予算でございます。収益的収入及び支出の予定額を収入額37億5,873万7,000円とし、支出額36億8,401万5,000円とするとともに、資本的収入及び支出の予定額を収入額6億3,167万9,000円とし、支出額16億9,516万3,000円とする予算を計上させていただきました。

なお、令和8年度は防災安全交付金予定事業として13事業を予定しておるところでございます。

以上、議案の概要について申し上げましたが、詳細につきましては担当から説明させていただきますので、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議員各位におかれましては、市町の3月の議会も控えており、公務ご多忙の折とは存じますが、健康には十分ご留意いただき、地域の発展のためご尽力いただきますことをお願い申し上げます、管理者の挨拶といたします。どうぞよろしく願いいたします。

#### ○一般質問

**議長（赤岩秀文議員）** これより一般質問を行います。

お手元に配付してございます一般質問通告一覧表に従いまして、順次発言を許します。

発言に入る前に一言申し上げます。質問者においては、その内容を端的に述べられ、質問と答弁を含めて60分以内となっておりますことに特にご留意いただきますようお願いいたします。また、これらに対する答弁も要点を簡明に述べられるようお願い申し上げます。

また、傍聴にいらっしゃった皆さんへご注意を申し上げます。受付で配付いたしました傍聴規則

をよくお読みいただきまして、その内容をお守りいただきますようお願いを申し上げます。これは注意として申し伝えさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、発言を許します。

5番、本橋貢議員。

(5番 本橋 貢議員登壇)

**5番(本橋 貢議員)** 皆さん、おはようございます。秩父市議会選出、5番、本橋貢です。傍聴にお越しの皆様、広域組合事業に関心をお寄せいただき、誠にありがとうございます。今回の質問は1点のみですので、時間はかからないとは思いますが、一生懸命質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

質問の前に、2月4日に発生した浦山地区での林野火災ははまだ鎮圧には至っておりませんが、懸命に消火活動や延焼防止活動に取り組んでいる秩父消防隊の皆さん、そして秩父市消防団をはじめとする警察、自衛隊の皆様にご心より感謝と御礼を申し上げます。ありがとうございます。安全最優先で消火活動され、被害が最小限になるよう祈るばかりです。

それでは、議長に発言の許可をいただいておりますので、秩父地域1市4町の皆様のお役に立てるよう、2月の定例会一般質問を行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

私は、昨年7月定例会で汚泥再生処理センターの施設整備基本計画についての質問をさせていただきました。これは議会の承認を得て進めていた事業であります。ある事業者からの相談を受け、汚泥再生処理センターの施設整備計画については、基本的な数字の面から大きな疑義が生じるとの意見を伺い、自分なりに勉強させていただき、確かに収集運搬事業者の言われることはエビデンスに裏づけられていました。また、この整備事業費は60トンで48億9,674万5,000円との大きな事業計画でありました。運搬処理事業者から伺ったお話では、この問題は何度も当局に訴え、また市町の首長さんにも要望等を提出したと伺っております。さらに、市町の議員さんにもお話をしたと伺っております。当局にとってはしつこく、うるさい存在だったかと思いますが、この指摘がなければ、汚泥再生処理センターの事業は進んでいました。大きな間違いを防ぐ指摘をしていただき、私は感謝しております。

私は、このままのスケジュールで事業が進めば、将来的に汚泥再生処理に大きな影響と財政的な損失につながることを危惧して、今回の質問とまた2回目の質問となります。私は、この新しい汚泥再生センターの施設整備計画について反対ではなく、むしろ必要な事業であり、ならばきちんとした整備計画を立てて進めるべきだと思っております。一旦立ち止まって再検証をするということになり、大きな問題だと思っております。し尿処理収集運搬事業者との意見交換を進め、よりよい施設整備計画が進むことを注視しております。

昨年7月の定例会での私からの質問に対し、管理者から丁寧で前向きな答弁をいただいております。一部紹介させていただきます。今回は、このプロセスにおいて大きな反省点があると思ってい

ます。それは、し尿処理等収集運搬事業者の皆さんとのコミュニケーションが不足していたという反省です。現場でどういう問題意識があつて、何が望まれていて、どこにリスクを感じているかというところを、コミュニケーション不足もあつて、情報として私たちが持ち得なかったというところが大きな反省点となっています。ですので、もう一度数字の根拠を確認するというところが非常に大事ということで、一旦、もちろん早くできればいいのですけれども、立ち止まって再検証するに値する大きな事象であるという判断をしたというところでもあります。途中を抜かします。もう一度私たちのほうで数字を検証し、秩父地域にとって一番いい計画づくりに仕上げていきたいなというふうに思っていますので、ここに至るまでに数字のところの根拠がデータの的にまだ信頼度が高くないということと、現場の声を十分に吸い切れていなかったというところを大きな反省点として、ここから再構築を図っていききたいなというふうに考えています。管理者からこのような答弁をいただいております、大きな決断をしていただきました。

昨年7月定例会での質問も様々な観点から私のほうから伺いましたが、再検証をするというところで、また浄化槽等の基礎数が明確でないため、調べるのに大変苦労しているとの当局の答弁もありました。そこで、前回は質問させていただきましたが、検査結果が出たと思いますので、次の3点を質問させていただきます。

(1)の質問として、各市町の浄化槽基礎数等の調査結果についてお伺いいたします。どのような調査を行い、またその結果として数値はどのようなようになったのか、分かりやすく教えていただければと思います。

(2)として、し尿処理収集運搬事業者との意見交換についてお伺いいたします。運搬事業者との意見交換についてはどのような意見が出されたのか、またそれに対して当局はどのように考えているのかお伺いいたします。

(3)として、汚泥再生処理センターの再検証を受けて、今後の施設整備計画のスケジュールについてお伺いいたします。現時点で分かる範囲で構いませんので、分かりやすく教えていただければと思います。

以上の3点を質問させていただきます。再質問は質問席にて行わせていただきます。よろしくお願ひします。

**議長（赤岩秀文議員）** 5番、本橋貢議員の質問に対する答弁を求めます。

事務局参事。

(本峯治彦事務局参事兼福祉保健課長兼会計課長登壇)

**本峯治彦事務局参事兼福祉保健課長兼会計課長** 本橋議員のご質問、汚泥再生処理センターの施設整備基本計画の再検証について順次お答えいたします。

(1)の各市町の浄化槽基礎数調査等の調査結果についてでございますが、本年度7月の第2回定例会において、本橋議員から汚泥再生処理センター建設に伴う浄化槽基数及び市町の施設数、汲み

取り基数の資料請求がございました。7月定例会では、組合で把握している部分のみ資料提供をさせていただきますでしたが、このたび浄化槽基数等の集計がまとまりましたので、去る2月5日の議会全員協議会において改めて資料を提出し、概要を説明させていただきます。ご提出した資料は、7月定例会において報告した内容に一部項目を追加し、数値を更新したものとなっております。更新した内容につきましては、昨年12月に埼玉県ホームページで公開されました令和6年度埼玉県浄化槽基数調査の最新の数値を基にして、市町別の浄化槽基数を更新したものでございます。県から公開された数値から組合圏域内の合併浄化槽及び単独浄化槽を集計したところ、令和5年度の浄化槽基数は1万6,853基でありましたが、令和6年度は1万6,939基と僅かに増加いたしました。また、浄化槽基数のうち市町等が管理している行政施設は412基、仮設トイレを除いたし尿汲み取り基数は1,776基と全体の状況を把握することができました。

次に、(2)、し尿等収集運搬事業者との意見交換についてでございますが、昨年12月にし尿等収集運搬事業者に連絡を取り、市町別の浄化槽基数の集計作業が最終段階であることや施設規模等の検証を行っていることを伝え、業者からは様々なご意見を伺うことができました。更に、今年1月には各業者を訪問し、浄化槽基数の算出結果を報告するとともに、今後の施設処理の在り方など有意義な意見交換を行うことができました。各業者の主だった意見としましては、かなり多くの浄化槽が存在する中で、現在の業者の人員体制では全ての浄化槽に対応するのは現実的に困難ではないかという意見のほか、近年多発する大規模災害への対策に関する要望がございました。災害発生により処理施設が重大な被害を受けた場合を想定し、リスク回避のため2つの処理施設を稼働させていくなど、災害対策も検討していただきたいというものでございました。更に、平常時でも2か所で投入可能となり、業者がどちらの施設にも持ち込むことができるようになれば運搬コストの削減にもつながるため、しっかりと考えていただきたいというご意見がございました。

また、一部の業者からは、建設費が高騰になるということで住民の過度な負担増にならないよう努めてほしいというご意見もありました。業者から寄せられたご意見や要望を参考にさせていただき、今後も引き続きし尿等収集運搬事業者との意思疎通を図りながら、より良い解決策を導き出せるよう事業を進めてまいりたいと考えております。

次に、(3)、汚泥再生処理センターの再検証を受けて、今後の施設整備計画のスケジュールについてでございますが、2月5日の議会全員協議会でもご説明いたしましたとおり、このたび計画を再検証したことで施設規模の処理能力が不足する可能性があるということが分かりました。大規模災害時の対策などの課題等も踏まえまして、この地域にふさわしい、より良い改善策を鋭意検討しているところでございます。施設が完成するに至るまでの具体的な事業スケジュールにつきましては、現時点ではまだお示しすることができない状況でございます。今後改善策がまとまり、議員の皆様にご報告させていただく際には、再検証後の事業スケジュールにつきましてもご報告したいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。今後ともし尿処理事業に対するご理解、

ご協力をお願いいたします。

以上でございます。

**議長（赤岩秀文議員）** 5番、本橋貢議員。

**5番（本橋 貢議員）** 様々、清流園、溪流園、小鹿野処理センターのアンケート調査の結果をいただきました。ちょっとだけこの数字を私たち見ただけでは、なかなか素人ですので分かりづらい、そういったところもあるわけなのですけれども、60トンでは足りないという、そういう結果が出たということでございますけれども、浄化槽基数が合併処理槽と各処理槽で1万6,939基とのことなのですけれども、60トン大きく上回るのか、または少しの上回りというか、60トンを少し超えるだけなのか、その辺をもし分かっていたら教えていただければと思いますので、その辺についてはどのように数字として出ているのか教えていただければと思います。よろしくをお願いいたします。

**議長（赤岩秀文議員）** 事務局参事。

**本峯治彦事務局参事兼福祉保健課長兼会計課長** 本橋議員の再質問にお答えいたします。

浄化槽基数調査の結果から、令和6年度の圏域内の浄化槽基数は1万6,939基であることが把握できました。これを踏まえまして、施設規模の再検証を行うため、令和6年度の投入量が確定したことで、これを基に当初の基本計画で使用しました人口減少率により再計算をしましたところ、試算上では60キロリットルを超える可能性があるということが確認をされました。人口減少に比例をして、汲み取り量は必ずしも同じように減少するものではなく、計画よりも緩やかに今後も減少していくものと推察されます。実際のところどの程度の施設規模が必要であるのか、明確な数値を導き出すことが難しい状況ですが、引き続き最適な施設規模を精査しながら、懸念される不足分の課題を解決するためにより良い解決策の検討を更に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**議長（赤岩秀文議員）** 5番、本橋貢議員。

**5番（本橋 貢議員）** ありがとうございます。数字を見て、まだこれからだということだと思いませんので、まだ明確な数字が表示できないということだと思えるのですけれども、60トンでは足りないという、そういう調査結果が出たということはもう明らかなことでありまして、今後運搬事業者やコンサルタント、またそういったところと意見交換、合意形成を進め、管理者、理事の皆さんと検討して進めていただくということだと思っておりますので、これ時点でこれ以上の質問をしても答弁は同じような答弁になると思っておりますので、ここでのこれ以上の質問は閉じさせていただきます。

それで、最後に管理者に伺いますけれども、昨年7月定例会において、管理者のリーダーシップによって汚泥再生処理センターの施設基本計画の再検証を提示され、それにより必要となる基礎数の数字が確認できたと思っております。まだまだこれから検討していかなければならない作業が続くと思っておりますが、当局の皆さんと運搬処理事業者と意見交換を重ね、よい施設が造られることをお願い、期待したいと思います。この件につきまして、管理者としての所感をお伺いいたします。よろしく

お願いいたします。

議長（赤岩秀文議員） 管理者。

（富田能成管理者登壇）

富田能成管理者 管理者としての所感ということですので、私のほうからお答えしたいと思います。

まず、本件汚泥再生処理施設の建設、これは秩父地域にとって大変重要な事業であります。当該施設は、当地域において必要不可欠な施設であるということ、そして事業としては大きな予算を伴う事業ですので、この大事な施設を造る大切な事業という中では、設定されていた前提条件の精度に難があるという状況のまま進めるわけにはいきません。ということで、時間をかけてでも一旦立ち止まって再検証を行い、より精度の高い前提条件に基づき、適正な計画に改めることは必要なことであるというふうに認識して進めてまいりました。今期相応の時間をかけて慎重に計画を再検証してきたことは、この地域に合った様々な施設整備の手法やその可能性を柔軟に考える機会ともなりましたので、決して無駄な時間ではなかったというよりも、私としては必然のプロセスだったというふうに考えています。

また、一つ新施設の規模について難しいところは、当該地域は中長期で人口減少が進んでいくというトレンドを踏まえて考えていかなければいけないというところであります。し尿の搬入量は、基本的には減少していくということが想定されますので、再検証した内容を踏まえた上で過剰な施設整備とならないよう、無駄のない必要最小限の施設であるということも重要であるということを変更して認識をしております。

そして、今回の計画は時間をかけて進めていく大きな計画、プロジェクトですので、関係者との情報共有、コミュニケーションは非常に重要であります。とりわけ現場で活躍していただきし尿等収集事業者の皆さんについては、前の議会で私はパートナーという表現を使わせていただきましたけれども、このパートナーの皆さんと情報共有を図るということは大変重要なことと認識しており、職員に対してはしっかりコミュニケーションを取るようにと伝えていきます。ここに来まして、職員は事業者さんとのコミュニケーションをよく取ってくれているというふうに思っております。意思疎通もできてきているという感じを、感触を持っております。今回時間をかけて取り組んできました、一旦立ち止まったの再検証、そして事業者さんとのコミュニケーション緊密化等を経て、現時点ではまだ詳細なお話はできませんが、具体的によりよい改善案の方向性が見えてきたと手応えを感じています。

私としては、秩父の暮らしを未来につなぐため、今後もし尿処理事業を安定的に運営することで、皆様と力を合わせて地域住民の生活環境を支え、人々の暮らしを守っていきたくと考えております。し尿処理事業を広域化したメリットを最大限生かせるよう、組合が一丸となって取り組んでまいりますので、今後も議員の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

議長（赤岩秀文議員） 5番、本橋貢議員。

5番（本橋 貢議員） 5番、本橋です。管理者、ありがとうございました。様々所感を述べていただきまして、具体的な内容はまだこれからだということもあると思いますけれども、私も管理者のご意見に賛同しますし、そのとおりだなということで、またリーダーシップを取っていただき事業者との意見交換、そして当局との意見交換ということが一番大事なのだということに、私も同じ思いであります。そして、またそれにより様々な意見交換を重ねて、よりよいものをつくっていただければと思いますけれども、まだまだ詳細なことは申し上げられないということで、これからだ思うのですけれども、私の考えるところにしても、7月の全員協議会では汚泥再生処理センターについての説明で、予定している制限では60トン以上の規模になると敷地面積が足りないということなのですけれども、それに対して素人の私の一つ考える案なのですけれども、様々な案があると思いますけれども、新たな場所に大きな汚泥再生処理センターを建設する場合には、土地の確保や地域住民の理解などを得るのに時間も予算も大幅に値上がりし、汚泥再生処理施設だけでも60億円を超えることも予想され、さらに新しい第3の建設予定地を検討する場合には大きな予算が必要となります。そういった状況を生まないためにも、そしてまた建設計画も何年も遅れるような状況になると思うのですけれども、例えばですが、元の計画の清流園の場所に60トンの汚泥再生処理センターを建設した場合は、先ほど言った48億円ほどがかかる試算なのですけれども、60トン以上の規模になると識別機も予算も大幅に値上がりします。それを50トン規模の施設にすることで、大まかな案ですけれども、5億円から10億円ぐらいは予算が削減できると思いますけれども、その辺の正確な試算をしていただけて検討していただければと思います。

また、災害対策ということを考えてときに1つの施設では心配です。60トンから50トンに縮小した施設にすることで、その予算で削減できた分を例えば溪流園補修費用に回し、2か所の施設が稼働することで災害時や機器のトラブルの際に対応でき、リスクの軽減もできると思います。予算面でもそんなに大きく変わらず、計画のスケジュールもよい方向にいくと思うのですけれども、管理者も言われていたように、あらゆる可能性を排除せず、一番よい方向のものを検討していきたいとお話も伺っておりますので、この再生処理センターではまだまだ様々ご苦労いただき、最終的には1市4町の皆様のお役に立っていける施設にさせていただければと思います。当局と事業者との意見交換を重ね、合意形成の下、さらに予算面での検討をされ、建設に向けてご尽力いただければと思いますので、ご苦労いただくことには感謝申し上げます。

以上をもちまして私の定例会一般質問を閉じさせていただきますけれども、素人の私のような考えも参考にさせていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です、ありがとうございました。

議長（赤岩秀文議員） 5番、本橋貢議員の一般質問を終わります。

次に、2番、高野佳男議員。

(2番 高野佳男議員登壇)

**2番(高野佳男議員)** 議員番号第2番、秩父市議会選出の高野佳男でございます。本日、秩父広域市町村圏組合の2月定例会におきまして、議長より一般質問の機会を与您にいただきましたことを大変光榮に存じますとともに深く感謝を申し上げます。

また、立春を過ぎましても、余寒というには甚だ似つかわしくない厳しい寒さが続きますが、本会議の傍聴にお越しいただきました方々、本当にありがとうございます。議会を傍聴していただきますことは、住民の皆様方が公共の行政に参加していただくための貴重な、そして重要な機会となります。特に広域市町村圏組合は、秩父地域を構成する1市4町の住民約8万8,000人の方々の生活の安心と安全の根幹を支える重要な事業を様々展開しております。本組合議会の末席に連なる者として、皆様方とともに考え、行動することで公共の福祉の充実と向上に努めたいと常々念じておる次第でございます。

さて、これまで過去2回の定例会、すなわち昨年7月開催の第2回定例会及び11月開催の第3回定例会におきまして、水道事業関連の昨年度、2024年、令和6年度に実施された建設発注工事の入札の結果を検討させていただきました。今回は、まず初めに前回及び前々回の定例会で私が行いました一般質問の内容とそれに対する組合当局からのご回答の概要を確認させていただき、それに基づき、それらを踏まえた上で質問に入らせていただきたいと思います。

公共事業の入札におきましては、ここで問題とする建設工事や土木工事のほか、物品の調達や役務の提供などにおきましても、何らかの業務を外部業者に発注する際、その実施に必要な諸経費を物価資料統計や積算資料などを基に積算し、言わば市場の相場に見合った適正価格を予定価格として算出し、その金額が発注者側の当該調達案件に対して支払ってもよいと考える上限価格、支払限度額となり、入札におきましては予定価格を下回る金額で応札し、最も低い金額を提示した業者が落札いたします。ここには競争の原理が働き、発注者側としては落札額が低ければ低いほど予算の節減につながりますので、効率的な財政運営ができることとなります。

しかし、ただ単純に安ければよいというものでもなく、業者側の事情として競争の激化のほか、実績づくりや前払金目的の資金繰りなどの理由から、あえて採算を度外視した極端な安値で落札するダンピングの事案が横行した時期があり、その結果、いわゆる手抜き工事等による品質や安全性の低下、下請業者へのしわ寄せなどの問題が生じ、政府におきましても国土交通省を中心にダンピングの防止、規制のための施策が強化されております。そのための具体的な施策としては、低入札価格調査制度が定められ、落札可能な上限額である予定価格とは別に、当該発注業務を適正に履行するのに必要な基準を調査基準価格として設定し、それを下回る入札に対して履行可能なかどうかを調査した上で落札業者を決定する方式が取られております。この調査の実施に対し、発注業務を履行するのに最低限必要な価格が最低制限価格として設定され、入札額がそれを下回りますとダンピングとみなされ、失格となります。

現在当組合水道局の入札では、予定価格とともに調査基準等価格が設定され、この後者の金額、すなわち調査基準等価格が最低制限価格として適用され、これを下回る入札は失格となります。当組合が実施する入札における調査基準等価格の設定ラインは、業務の種類によって多少幅がございますが、建設土木工事では予定価格のおおむね90%前後、設計、調査、測量では同じく80%前後となっております。

しかし、他の自治体、例えば深谷市では低入札調査価格制度が導入され、予定価格と調査基準価格のほかに調査限界価格が設定され、これが最低制限価格として適用されております。当組合水道局と深谷市の入札制度を比較いたしますと、当組合では予定価格と調査基準等価格の間に落札価格が決定いたしますが、深谷市の場合は全ての案件に適用されているわけではございませんが、半数以上の入札案件におきまして調査限界価格が設定され、調査基準価格よりも低い価格で落札が決定されているものが少なくございません。深谷市が実施している入札の案件を詳しく全て調べたわけではございませんが、調査限界価格は調査基準価格よりも10%から20%程度低く設定されており、調査限界価格を導入することによる節減効果は、少なくとも全体の1割にはなるのではないかと思います。

前々回も参照いたしました、当組合水道事業経営審議会、その第4回議事録によりますと、令和8年から令和17年にかけて、すなわち来る新年度から5か年になりますけれども、その5か年にわたり年間20億円を設備の更新等に充当し、そのうちの15億円を約7キロメートルの管路事業、そして4億円をその他の緊急性や重要度の高い設備の更新、残り1億円を広域化事業の残事業に充当する予定であるとされております。これらの工事等の全案件に調査限界価格を設定するのは、技術的に困難が大きいといたしましても、新たに低入札調査価格を導入し、半数の案件に調査限界価格を設定することで仮に1割の節減が可能となりますと、まだ実施されていないので、気の早い話になってしまいますけれども、年間20億円の半数の1割、すなわち全体の5%に当たる1億円、5年間では5億円が節減可能だと申し上げることができます。

前回の定例会では、低入札調査価格制度の導入につきまして、その意義につきまして当局側からご理解をいただきますとともに、今後同制度の調査を重ね、試験的に実験、実施を図りたい旨のご回答をいただきました。今回の質問では、低入札調査価格制度を導入することの財政上の効果につきまして、組合当局としてはどのようにお考え、評価されているのかをお尋ねしたいと存じます。

壇上での質問は以上で閉めさせていただき、続きましての質問は質問者席からさせていただきます。

**議長（赤岩秀文議員）** 高野佳男議員の一般質問の途中ですが、暫時休憩をいたします。

休憩 午前 10時46分

再開 午前 11時00分

**議長（赤岩秀文議員）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

2番、高野佳男議員の質問に対する答弁を求めます。

水道局長。

（北堀史子水道局長登壇）

**北堀史子水道局長** 高野議員ご質問の水道事業関連の建設工事等への低入札価格制度導入により期待される財政上の効果についてお答えを申し上げます。

水道局において、低入札価格調査制度を導入したことによる財政上の効果につきまして、2点を想定しております。まず、1点目として対象となる建設工事費の削減効果、2点目として長期的な観点から事業の黒字の維持や内部留保資金の確保などの財政的効果があると考えられます。このような効果は、最終的に水道の利用者である住民の皆様、地元企業への料金負担の軽減と構成する組合市町一般会計に対しては、水道料金高騰による補助金の抑制につながるものと考えております。

一方で、水道局としては、地域の重要な社会インフラである水道施設の品質確保を行う必要がありますので、制度導入には関連する例規の整備、職員の積算技術の向上など、慎重に対応してまいりたいと存じます。現在組合では、令和8年度中に本制度の試験的導入を計画している段階でございます。引き続きより公正で公平で効果的な入札制度について検討するとともに、水道事業の財政的安定を図る所存でございます。どうぞご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

**議長（赤岩秀文議員）** 2番、高野佳男議員。

**2番（高野佳男議員）** ご丁寧なご答弁いただき、誠にありがとうございます。引き続きご検討、低入札調査価格制度の導入と試験的な来年度からの実施につきましてご決定いただいているということで、誠にありがとうございます。

壇上での質問の冒頭で、私は秩父地域1市4町の人口約8万8,000人と申し上げましたが、昨年12月1日現在での正確な数は8万8,143人になります。しかし、国立社会保障・人口問題研究所、社人研が算出している人口の将来予測によりますと、2050年には現在の人口の61.7%に当たる5万4,377人にまで減少すると見込まれております。そして、これは現在の秩父市単独の人口である5万6,325人を下回る規模になります。このことは、単なる社会全体のダウンサイジングではなく、高齢化と生産年齢人口の減少に伴うものですので、2050年にはほぼ2人に1人が65歳以上で占められるとの予測もされておりますので、財政的には歳入全体の大きな柱である住民税の減少につながり、公共サービスの質をいかに維持していくのかを考える上での大きな難問になります。

人口減少と高齢化は、主要な先進諸国におきましてもおおむね共通して見られる現象であり、OECD、経済協力開発機構は昨年、シュリンキング・スマートリー・アンド・サステナブルと題する報告書を公表し、これは直訳いたしますと賢く、そして持続可能であるように縮小することと

いった意味になりますけれども、OECDはその報告書の中で、人口統計学的な分析に基づき、各地域の実情に即したきめ細かな政策を立案、実施することにより、安定した社会形成に向かうための7つの提言を行っております。日本でも、最近スマートシュリンクという用語を目にする機会が増えておりますが、人口減少を既定の前提とした上で、自治体経営をいかに賢く縮小させていくか、そのための方策が様々な形で検討され始めております。

OECDの報告書で提示された7つの提言は、互いに緊密に関連し、相互補完的な関係にありますけれども、財政問題に関しましては、最後に置かれた7番目の提言で主要なテーマとして扱われております。人口減少が財政面に与える直接的な影響は、税収の減少ということになりますけれども、これに対処するための方策として推奨されているのは、財源を多様化すること、そして高齢化と過疎化の進む地域等への十分な予算配分を行うための柔軟な財政運営を行うこと、そして限られた予算を協調的な投資と組み合わせることにより、効果的で効率的に使用すること、これらが提言をされております。

これまでに提案を申し上げました低価格入札調査制度の導入は、限られた予算の効率的な使用につながります。そして、前回の定例会でのご答弁、そしてただいまの水道局長のご答弁でも、そのための優先的な使用目的としては、水道料金の抑制ということがまず第一に上げられ、そして基幹管路の耐震化、そして石綿管や老朽化した管路の更新等が施設整備の面では考えておられるということでした。

しかし、また今後の財政全般、この秩父地域全体の自治体の財政全般というようなコンセプトで考えますと、水道局のみならず当組合全体、さらには組合を構成する各市町の財政運営ということなどを考えますと、ただいまの水道局長のご答弁にも一部言及がされておりましたけれども、各市町からの一般会計からの繰入金を経減することなどに充てることができれば、また、一致する点が多いのではないかと思います。今後やはり税収が減少していく中で高齢化が進み、特に扶助費を中心に欠かすことのできない経費、義務的な経費というのは今後どんどん増えていくのです。そうしたことを考えたときに、やはり各組合を構成する各市町の一般会計の予算、これを少しでも余裕を持たせる工夫というのが、全体的な配慮として必要になってくるのではないかと考えた次第です。このことにつきまして大きな方針、あるいは方向性ということで管理者にお考えをお尋ねしたいと思っております。よろしくお願いたします。

**議長（赤岩秀文議員）** 管理者。

（富田能成管理者登壇）

**富田能成管理者** ご質問いただきましたので、私のほうから答弁をさせていただきます。

まず、高野議員におかれましては、今回非常に意義深いご提言をいただいたというふうに思っております。私としては、その方法論をこちらから限定して考える必要は全くなくて、より効率的、効果的に可能性があるものであれば積極的にチャレンジをしていきたいというふうに思い、低入札

価格調査制度を試験的に導入するということを今組合のほうでは進めています。考え方なのですが、今お示しいただきましたスマートシュリンクの考え方には非常に共感するものであります。財政運営が、人口が少なくなってくる中でより効果的、効率的に運営されるべきである、そのとおりであるというふうに思います。これは、地方自治法で言うところの最少の経費で最大の効果を生むべしと通ずるものかなというふうにも考えております。

では、今回の低入札価格調査制度が本当に効率的であるのか、効果的であるのか、どういう場合では効果的、効率があるのかというところを、これから試験導入をする中で見定めていきたいというふうに思っています。というのは、価格的には下げられる可能性はもちろんあるのですが、一方でそれに伴う広義のコスト、例えば事務のコスト、時間のコスト、それから品質を担保しなければいけませんので、その品質担保のリスクを取るコスト、これらを踏まえて、本当にこれが有効かどうか、どういうケースであれば当組合で持続的に運用できるかどうかというところを見定めていきたいなというふうに思っております。ということで、今回の低入札価格調査制度は実際に試験導入するに足るものであり、これを通じてより効率的、効果的な入札制度の運用をつくってまいりたいなというふうに思っています。

**議長（赤岩秀文議員）** 2番、高野佳男議員。

**2番（高野佳男議員）** 管理者からは、前向きなご答弁いただきましてありがとうございます。ご指摘いただきました、今回提言をさせていただいております低入札価格調査制度、これが本当に効果的であり効率的であるのかについての検証が必要であると、これは全くおっしゃるとおりでございまして、冒頭申し上げましたとおり、予定価格とは別に調査基準価格、つまり市場相場に基づいた、例えば工事であれば、この工事をこのとおりやるとこのぐらいの金額がかかるという積算をさらに下回った上で、品質を担保した上で、安全性確保した上でここまで下げられるという積算をするのは、これは本当に、例えば工事であればその工事の仕様に関することを隅々までをよく知っている、さらには調達をしていく際に、この部品をこういうふうに変えれば安く上げられるといったことを隅々まで知っている、そういう専門家でなければこれはできないこととなりますので、おっしゃるとおり人件費だけではなく積算にかかるコスト、これがやっぱり非常にかかるということはご指摘のとおりだと思います。

ですから、それなりの規模で実施しないと、スケールのメリットがなかなかできにくいことかとは思いますが、まずは試験的に実施していただいて、今後社会全体がシュリンクしていく中で財政もシュリンクしていかざるを得ないわけなのですが、それをいかに効率的に、効果的に使っていくのか、そしてそれがどこにその効果というものが最終的に及んでいくのか、受益者がそれぞれニーズも多様化しておりますので、そういったことをよくご検討いただきながら、組合全体の事業、さらにはこれを構成する秩父地域全体の自治体経営ということで、ご検討を引き続きお進めいただければと思います。

私の一般質問につきましては以上で閉じさせていただきます。誠にありがとうございました。

**議長（赤岩秀文議員）** 2番、高野佳男議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終結いたします。

○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

**議長（赤岩秀文議員）** これより議案審議に入ります。

議案第1号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

事務局長。

（濱田雅之事務局長登壇）

**濱田雅之事務局長** 議案第1号 秩父広域市町村圏組合事務局設置条例及び秩父広域市町村圏組合し尿処理施設条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

議案書1ページを御覧願います。本案は、誰もが分かりやすく、親しみやすい課所名とし、組織力を向上させ、良好な水環境を未来につないでいくため、所要の改正を行うものでございます。

第1条の秩父広域市町村圏組合事務局設置条例の一部改正についてご説明申し上げます。この改正では、第2条に規定されております事務局の課及び所のうち、し尿政策課を水環境整備課に、小鹿野し尿処理センターを小鹿野衛生センターに改めるものでございます。

次に、第2条の秩父広域市町村圏組合し尿処理施設条例の一部改正についてでございます。この改正では、第2条に規定されておりますし尿3施設の名称、位置及び処理区域のうち、小鹿野し尿処理センターの名称を小鹿野衛生センターに改めるものでございます。

附則につきましては、施行日を令和8年4月1日からとするものでございます。

以上で議案第1号の説明を終了いたします。何とぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

**議長（赤岩秀文議員）** 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と言う人あり）

**議長（赤岩秀文議員）** 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

**議長（赤岩秀文議員）** ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

(「なし」と言う人あり)

**議長（赤岩秀文議員）** 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

**議長（赤岩秀文議員）** 総員起立であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決することに決しました。

○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

**議長（赤岩秀文議員）** 次に、議案第2号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

事務局長。

(濱田雅之事務局長登壇)

**濱田雅之事務局長** 議案第2号 秩父広域市町村圏組合一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

議案書2ページを御覧願います。本案は、埼玉県人事委員会勧告に準じ、初任給をはじめ若年層に重点を置きつつ、全ての職員を対象とする給料月額の上げに伴う給料表の改正、自動車等使用者に対する通勤手当の改正、期末手当及び勤勉手当の年間支給月数の上げに伴う改正をお願いするものでございます。

第1条の改正規定につきましてご説明申し上げます。この第1条におきましては、通勤手当について、第10条第2項第2号ウから同号シまでの10キロメートル以上の部分について、5キロメートル刻みで60キロメートル以上の距離区分ごとの手当額を引き上げるものでございます。また、第16条の4第2項で一般職職員、同条第3項で再任用職員の期末手当について、令和7年12月支給の支給割合を改正するものでございます。

第16条の7第2項第1号では一般職職員、同項第2号で再任用職員の勤勉手当について、令和7年12月支給の支給割合を改正するものでございます。

期末・勤勉手当につきましては、第2条の改正規定と関連がございますので、議案第1号参考資料、秩父広域市町村圏組合一般職職員の給与に関する条例新旧対照表によりご説明申し上げます。

議案第2号参考資料、新旧対照表の2ページを御覧願います。第16条の4第2項、一般職職員に支給する12月の期末手当の支給割合について、現行の100分の125から100分の2.5引き上げ、100分の127.5に、次に第16条の7第2項第1号、一般職職員に支給する12月の勤勉手当の支給割合について、

現行の100分の105から100分の2.5引き上げ、100分の107.5とするものでございまして、令和7年度の期末・勤勉手当の年間支給割合は100分の5引き上げ、100分の465となります。

お戻りいただき、16条の4第3項、再任用職員に支給する12月の期末手当の支給割合について、現行の100分の70から100分の2.5引き上げ、100分の72.5に、第16条の7第2項第2号の12月の勤勉手当の支給割合は、現行の100分の50を100分の2.5引き上げ、100分の52.5にするものでございまして、令和7年度の期末・勤勉手当の年間支給割合は100分の5引き上げ、100分の245となります。

議案書1ページにお戻り願います。次に、別表第1の給料表を改正するものとなります。2ページ下段から6ページ上段のとおり、1級から8級まで全ての給料表を改正するものでございます。

議案書6ページを御覧願います。続きまして、第2条の改正規定についてでございます。この改正では、通勤手当について、第10条第2項第2号で規定する自動車等使用距離の上限60キロメートル以上の部分について、5キロメートル刻みで新たな距離区分を創設し、上限を100キロメートル以上に引き上げるものでございます。また、同条第5項に通勤のため自動車等の駐車のため施設を利用し、その料金を負担する場合に、1か月当たりの上限額を5,000円として支給する規定を新たに規定するものでございます。

7ページを御覧願います。第16条の4第2項、同項第3項並びに第16条の7第2項第1号、同項第2号につきましては、令和8年度以降に一般職職員及び再任用職員に支給する期末手当、勤勉手当の支給割合を改正するものでございます。内容につきましては、議案参考資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案第2号参考資料の新旧対照表13ページを御覧願います。第16条の4第2項、一般職職員に支給する期末手当の支給割合は6月、12月とも100分の126.25に、第16条の7第2項第1号、一般職職員に支給する勤勉手当の支給割合は6月、12月とも100分の106.25にするものでございまして、来年度以降の期末手当及び勤勉手当の年間支給割合は、改正後の今年度の支給割合と同じ100分の465となります。

次に、第16条の4第3項、再任用職員に支給する期末手当の支給割合は6月、12月とも100分の71.25に、14ページの第16条の7第2項第2号の勤勉手当の支給割合は6月、12月とも100分の51.25にするものでございます。来年度以降の期末手当及び勤勉手当の年間支給割合は、改正後の今年度の支給割合と同じ100分の245となります。

議案書7ページにお戻り願います。続きまして、第3条の改正規定でございます。この改正は、令和7年2月の議会でご可決いただきました、本年3月1日付で公布いたしました秩父広域市町村圏組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の附則第7項に規定いたしました令和9年3月31日までの間における地域手当の経過措置を改正するものでございます。一部改正条例の本則第9条第2項において、新たに地域手当の支給割合を100分の4と規定し、併せて附則の経過措置におきまして、令和7年度は100分の2、令和8年度は100分の3、令和9年度に100分の4と段階

的に引き上げることとしております。今回、令和7年の人事院勧告によりまして、令和8年4月からの支給割合が100分の4に見直されたことにより、この附則の経過措置の規定を改めるものとなります。

次に、附則におきましては、この条例の施行期日等を規定しております。附則第1項では、施行を公布の日からとし、第2条の改正規定の施行は令和8年4月1日からとするものでございます。附則第2項では、第1条の規定による改正後の規定の適用は令和7年4月1日から遡及適用するものでございます。附則第3項では、改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなす旨を規定するものでございます。

以上で議案第2号の説明を終了いたします。何とぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

**議長（赤岩秀文議員）** 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と言う人あり）

**議長（赤岩秀文議員）** 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案について、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

**議長（赤岩秀文議員）** ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

**議長（赤岩秀文議員）** 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

**議長（赤岩秀文議員）** 総員起立であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決することに決しました。

○議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

**議長（赤岩秀文議員）** 次に、議案第3号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

消防次長。

(鈴木和行消防本部次長兼危機管理防災監登壇)

**鈴木和行消防本部次長兼危機管理防災監** 議案第3号 秩父広域市町村圏組合火災予防条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書9ページ、10ページを御覧ください。本案は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令等の公布により、消費熱量が小さい簡易サウナに適用する基準を新設すること及び住宅における火災予防の推進として感震ブレーカーを追加することについて、秩父広域市町村圏組合火災予防条例の規定を整備するものでございます。

議案第3号参考資料、秩父広域市町村圏組合火災予防条例新旧対照表を御覧ください。第7条の2につきましては、対象火気設備として新たに簡易サウナ設備を定義し、その位置及び構造に関する基準を規定するものでございます。

新旧対照表2ページを御覧ください。第29条の7第1項第1号につきましては、住宅における火災の予防を推進するため、普及を促進する物品、機械器具及び設備に感震ブレーカーを追加するものでございます。

第44条につきましては、第6号に1号加え、第2号の2で簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く）とし、第7号中のサウナ設備を一般サウナ設備に改めるものでございます。

以上で議案第3号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**議長（赤岩秀文議員）** 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

小松穂波議員。

**1番（小松穂波議員）** 1番、小松でございます。私のほうからちょっと質問させていただきます。

この第3号 秩父広域市町村圏組合火災予防条例の一部を改正する条例、本条例の44条、火を使用する設備などの設置の届出に簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く）とありますが、ここでいう個人が設けるものとはどのようなものを指すのか教えてください。

**議長（赤岩秀文議員）** 予防課長。

(木村和彦予防課長登壇)

**木村和彦予防課長** 小松議員のご質問についてお答えいたします。

ここでいう個人が設けるものとは、自宅の庭などで本人や家族などが使用するものが該当いたします。この場合、届出は不要となります。

以上でございます。

議長（赤岩秀文議員） 1 番、小松穂波議員。

1 番（小松穂波議員） ありがとうございます。再質問が 1 点、加えて質問させていただきます。個人がキャンプ場や公共の場所を使用して簡易サウナを設置する場合などは届出の必要があるのでしょうか、もう 1 点。

それと、また本年 3 月 31 日から施行予定である、本条例で改正されるサウナ設備の基準の整備や感震ブレーカーの推進についてなのですが、住民への周知はどのように行っていく予定なのかお伺いいたします。

議長（赤岩秀文議員） 予防課長。

木村和彦予防課長 小松議員の再質問について順次お答えいたします。

簡易サウナ設備の届出でございますが、設置する場所についてすみ分けはなく、あくまでも利用形態が個人ということであれば、個人が設けるものに該当するため届出は不要となります。

続いて、基準の整備につきましては、国の示す準則及び条例例のとおり整備してまいります。

次に、住民の周知につきましては、当組合のホームページ並びに当組合の広報紙、さらには構成市町の広報紙に掲載させていただくほか、住民や企業を対象とした防火講話、さらには立入検査の際に直接広報してまいります。

議長（赤岩秀文議員） 1 番、小松穂波議員。

1 番（小松穂波議員） ありがとうございます。ちょっと 1 点だけ、こちらのキャンプ場や公共の場を使用してなのですが、個人が使う場合には全く自宅での使用と同じということで解釈させていただいてよろしいかと思うのですが、公共の場所というのは例えば公園であったり、他人の敷地がある場合もあると思うのです。他人に許可を取っているということもあると思うのですが、そういった場合はあくまでも個人、そして金銭の授受が発生しないようなものは個人と捉えてよろしいのでしょうか。

議長（赤岩秀文議員） 予防課長。

木村和彦予防課長 そのとおりでございます。

議長（赤岩秀文議員） 他に質疑ございますか。

（「なし」と言う人あり）

議長（赤岩秀文議員） ございませんね。質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第 36 条第 3 項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（赤岩秀文議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

(「なし」と言う人あり)

**議長(赤岩秀文議員)** 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

**議長(赤岩秀文議員)** 総員起立であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決することに決しました。

○議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

**議長(赤岩秀文議員)** 次に、議案第4号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

事務局長。

(濱田雅之事務局長登壇)

**濱田雅之事務局長** 議案第4号 令和7年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算(第2回)につ  
きましてご説明申し上げます。

本補正予算案は、歳入では火葬場及び霊柩車使用料、し尿処理手数料、消防手数料、循環型社会  
形成推進交付金、消防費国庫補助金、物品売払収入、消防救急基金繰入金金の減額とごみ処理手数料、  
財産収入のうち利子及び配当金、諸収入の有価物売却などの増額、歳出では給料表の改定、期末及  
び勤勉手当の支給率の引上げなどに伴う職員人件費の増額のほか、事業費の確定による減額の予算  
措置を講ずるものでございます。

補正予算書1ページをお開き願います。歳入歳出予算の補正は、第1条にありますように、現計  
予算の総額42億7,347万7,000円に歳入歳出それぞれ176万4,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算  
の総額をそれぞれ42億7,524万1,000円としたいものでございます。

継続費の補正は、第2条にありますように継続費の変更をしたいものでございます。

4ページ、5ページをお開き願います。汚泥再生処理センター建設に係る生活影響調査及び基本  
設計業務等委託につきまして、施設規模の再検証を行うことにより事業が一時中断しておりますの  
で、現状の事業進捗率に合わせた年割額としたいものでございます。

1ページにお戻りをいただきまして、繰越明許費は第3条にありますように、新たに繰越明許費  
を設定したいものでございます。

6ページをお開き願います。衛生費におけるクリーンセンター排水処理設備ろ液噴霧ポンプ用リ  
リーフ弁購入及び灰出設備灰汚水移送ポンプの購入につきまして、年度内の納入が見込めないため

繰越明許費を設定したいものでございます。

それでは、歳入歳出の内容につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書にてご説明を申し上げます。

10ページ、11ページをお開き願います。まず、歳入でございます。第2款使用料及び手数料、第1項使用料、第1目衛生使用料は184万2,000円減額し、補正後の額を2,441万7,000円としたいものでございます。秩父斎場の火葬件数、霊柩車使用件数が当初の見込みに比べ減少したことによるものでございます。

第2款使用料及び手数料、第2項手数料、第1目清掃手数料は495万8,000円増額し、補正後の額を3億4,863万8,000円としたいものでございます。第1節ごみ処理手数料は、クリーンセンターへのごみの持込み量及び有料指定ごみ袋の可燃ごみ専用袋の販売量が当初の見込みに比べ増加したことなどにより515万8,000円の増額、第2節し尿処理手数料については、溪流園のし尿の搬入が当初の見込みに比べ減少したことにより20万円を減額したいものでございます。

続いて、第2目消防手数料は8万円減額し、補正後の額を92万9,000円としたいものでございます。危険物施設許認可等申請件数が当初の見込みに比べ減少したことによるものでございます。

第3款国庫支出金、第1項国庫補助金、第1目衛生費国庫補助金は611万円減額し、補正後の額を1,427万3,000円としたいものでございます。汚泥再生処理センター建設における循環型社会形成推進交付金の交付対象事業を事業進捗率に合わせ、減額申請したことによる減額でございます。

第2目消防費国庫補助金は218万円減額し、補正後の額を1,263万8,000円としたいものでございます。災害対応特殊救急自動車整備事業について、事業費確定により国庫補助額が確定したことによる減額でございます。

第4款財産収入、第1項財産運用収入、第2目利子及び配当金は3万5,000円増額し、補正後の額を17万4,000円としたいものでございます。消防救急基金の運用利率上昇による増額となります。

続いて、第4款財産収入、第2項財産売却収入、第1目物品売却収入は94万8,000円減額し、補正後の額を134万円としたいものでございます。官公庁オークションにより売却を予定していました消防自動車が不落になったことによる減額でございます。

続いて、第5款繰入金、第1項繰入金、第1目基金繰入金は602万8,000円減額し、補正後の額を5,696万2,000円としたいものでございます。消防救急基金を財源充当し整備した災害対応特殊救急自動車について、事業費確定により基金からの繰入金を減額するものとなります。

続いて、第7款諸収入、第2項雑入、第1目雑入は1,395万9,000円増額し、補正後の額を1億3,026万5,000円としたいものでございます。市況の上昇等により、有価物売却代が1,393万7,000円の増額、東京電力福島第一、第二原子力発電所事故に伴う損害賠償額確定に伴う賠償金が2万2,000円の増額でございます。

以上、歳入合計で176万4,000円の増額補正となります。

続いて、歳出補正でございます。各費目の人件費補正は、給与改定に伴うものが主なもので、その他の人件費補正と合わせて、人件費総額で4,909万5,000円を増額したいものでございます。

12ページ、13ページをお開き願います。第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費につきましては151万円増額し、補正後の額を1億7,109万5,000円としたいものでございます。人件費の増額によるものでございます。

続いて、第3款民生費、第1項福祉費、第1目介護認定審査会費につきましては79万5,000円増額し、補正後の額を5,811万2,000円としたいものでございます。人件費の増額によるものと、介護認定審査会の臨時休会などにより委員報酬を50万円減額するものでございます。

第2目自立支援審査会費につきましては、人件費の増額によるもので37万8,000円増額し、補正後の額を1,376万2,000円としたいものでございます。

続いて、第4款衛生費、第1項保健衛生費、第1目結核予防費につきましては121万6,000円減額し、補正後の額を2,070万2,000円としたいものでございます。

第12節委託料は、受診者数の減少により撮影業務委託料を61万6,000円の減額、読影業務委託料を60万円減額するものでございます。

第3目救急医療施設費につきましては169万6,000円減額し、補正後の額を5,764万9,000円としたいものでございます。

第12節委託料は、感染症流行時における緊急体制確保のため、在宅当番医制運営事業委託料を70万4,000円の増額、第18節負担金、補助及び交付金は補助対象病院の減少により、病院群輪番制病院運営事業補助金を240万円減額するものでございます。

続いて、第4目斎場費につきましては190万3,000円減額し、補正後の額を9,540万6,000円としたいものでございます。人件費の減額によるものと、15ページを御覧いただきますと第10節需用費の燃料費と光熱水費、こちらは火葬件数の減少による火葬用プロパンガスの使用量の減少、電気料金に係る単価が政府の補助政策や燃料単価の変動などの影響により、当初の見込みに比べ低下したことなどにより168万5,000円を減額するものでございます。

続いて、第4款衛生費、第2項清掃費、第1目清掃総務費は1,133万6,000円減額し、補正後の額を7,808万8,000円としたいものでございます。人件費の増額によるものと、第10節需用費の消耗品費は、有料指定ごみ袋製作・購入事業の事業費確定によりまして1,073万6,000円を減額、第12節委託料は、歳入のごみ処理手数料の有料指定ごみ袋分の増額に伴い、販売店への廃棄物処理手数料収納委託料を57万1,000円の増額、事業費確定により一般廃棄物ごみ処理基本計画策定業務委託料を168万3,000円の減額、ごみ分別アプリ構築業務委託料を16万5,000円減額するものでございます。

続いて、第2目クリーンセンター費につきましては141万6,000円増額し、補正後の額を6億258万3,000円としたいものでございます。人件費の増額によるものと、第10節需用費の光熱水費は煙道の閉塞により焼却炉を停止したため、発電が不可能となったことから電力を購入したため96万円の増

額、修繕料は灰出設備灰クレーン油圧シリンダーの不具合により33万円の増額、第12節委託料は焼却炉停止により灰の発生量が減少しますことから、ばいじん等資源化業務委託料を108万1,000円の減額、多機能電話機設置業務委託料19万8,000円は、事務局の電話機を多機能電話機に交換するための費用計上をするものとなります。

続いて、第3目環境衛生センター費は34万7,000円増額し、補正後の額を1億5,043万6,000円としたいものでございます。人件費の増額によるものと、第10節需用費の光熱水費は電気料金の単価が当初の見込みに比べ低下したことなどにより66万1,000円の減額、第14節工事請負費は、水処理施設各ポンプ交換工事業費確定により17万1,000円を減額するものでございます。

続いて、第5目し尿総務費は1,889万8,000円減額し、補正後の額を7,590万4,000円としたいものでございます。人件費の増額によるものと、17ページを御覧いただきますと、第12節委託料では継続費でご説明いたしましたとおり、汚泥再生処理センター建設に係る生活影響調査及び基本設計業務等委託料を事業進捗率に合わせ1,517万1,000円の減額、そして事業費確定により測量調査業務委託料を302万2,000円の減額、地質調査業務委託料を158万4,000円減額するものでございます。

第6目清流園費は278万7,000円減額し、補正後の額を2億3,365万8,000円としたいものでございます。人件費の増額によるものと、第10節需用費の燃料費は、A重油の使用量及び単価が当初の見込みに比べ低下したことにより100万円の減額、第12節委託料は、水質及び焼却炉排ガス等分析業務委託料、構内清掃業務委託料、取水口浚渫作業業務委託料及びオゾンナイザ点検業務委託料を事業費確定によりまして合計300万円を減額するものでございます。

続いて、第7目溪流園費では76万9,000円増額し、補正後の額を9,161万9,000円としたいものでございます。人件費の増額によるものと、第10節需用費の消耗品費は、ポンプ類の予備品購入による215万4,000円の増額、光熱水費では電気使用量が当初の見込みに比べ減少したことにより56万1,000円の減額、第12節委託料は事業費確定によりまして、汚泥処理業務委託料を130万円の減額、沈砂処分業務委託料を29万3,000円減額するものでございます。

第8目小鹿野し尿処理センター費は350万円減額し、補正後の額を1億842万7,000円としたいものでございます。人件費の増額によるものと、第10節需用費の燃料費は、A重油の使用量及び単価が当初の見込みに比べ低下したことにより400万円を減額するものでございます。

続いて、第5款消防費、第1項消防費、第1目常備消防費につきましては3,840万7,000円増額し、補正後の額を15億3,695万9,000円としたいものでございます。人件費の増額によるものと、19ページを御覧いただきますと、第10節需用費の消耗品費は、退職予定者が見込みを上回り、新規職員採用数が増加することにより職員被服購入費を20万円の増額、燃料費は救急件数の増加などにより、ガソリン等の使用量が増加したことにより100万円の増額、光熱水費は電気使用量が当初の見込みに比べ減少したことなどにより153万円を減額するものです。

第11節役務費の通信運搬費は、電話回線の基本料金の値上げなどにより8万円の増額、手数料は

ワクチン接種の人数が当初の見込みに比べ減少したことにより45万円の減額、第12節委託料は、事業費確定により職員健康診断業務委託料を7万7,000円の減額、職員ストレスチェック業務委託料を8万円の減額、第18節負担金、補助及び交付金は、研修科目の変更により消防大学校負担金を19万円の減額、それから大型免許等取得の助成申請者が当初の見込みに比べ減少したことにより、資格取得助成金を45万円減額するものでございます。

続いて、第2目消防施設費は683万円減額し、補正後の額を1億6,405万4,000円としたいものでございます。第10節需用費の消耗品費は、個人防火装備品について、新規採用職員の増加により95万円を増額、修繕料でははしご車オーバーホールや車両運用端末装置回線をFOMAからXi化への対応業務などの事業費確定により58万6,000円の減額、第11節役務費は、修繕料における通信回線切り替えにより通信運搬費を30万円の減額、手数料は消防自動車のインターネットオークションが不調となったことにより24万円の減額、第17節備品購入費では、仮眠室の整備により庁用備品を45万4,000円増額し、災害対応特殊救急自動車整備、高度救急処置用資機材の整備については、事業費確定によりまして685万8,000円を減額するものでございます。

続いて、第7款諸支出金、第1項基金費、第2目消防救急基金費につきましては、運用利率上昇により増額した利子2万6,000円を増額し、補正後の額を12万6,000円とするものでございます。

第8款予備費、第1項予備費、第1目予備費につきましては628万2,000円増額し、補正後の額を2億8,962万8,000円とするものでございます。

歳出合計につきましても、歳入合計と同額の176万4,000円の増額補正となります。

最後に、20ページから給与明細書及び継続費の調書となりますが、説明は省略させていただきます。

以上で議案第4号の説明を終了いたします。何とぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

**議長（赤岩秀文議員）** 暫時休憩いたします。

休憩 午後 零時00分

再開 午後 1時00分

**議長（赤岩秀文議員）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前に議案第4号の説明が終了いたしました。

これより議案に対する質疑に入ります。

5番、本橋貢議員。

**5番（本橋 貢議員）** 5番、本橋です。お世話になります。

詳細に説明していただいたので、何点か質問事項が減るのですが、説明書の15ページなの

ですけれども、ごみ分別アプリ構築業務委託料、マイナスが16万5,000円になっているのですけれども、これの理由と、アプリの利用者数というか登録者数、そういったところが分かれば教えていただきたいと思うのですけれども、よろしく願いいたします。

もう一点、次のページの17ページなのですけれども、12節委託料、オゾナイザ点検業務委託料176万円なのですけれども、これどういうものなのか教えていただいて、あとは減額の理由を教えてください。よろしく願いいたします。

**議長（赤岩秀文議員）** 当局の答弁を求めます。

クリーンセンター所長。

（岩田 聡事務局次長兼秩父クリーンセンター所長登壇）

**岩田 聡事務局次長兼秩父クリーンセンター所長** それでは、5番、本橋議員のご質問にお答えいたします。

ごみ分別アプリ構築業務委託料16万5,000円の減額でございますけれども、こちらにつきましては2社で見積り合わせをしまして、その結果締結をした金額と当初予算の差額を減額補正するものでございます。

それと、ごみ分別アプリの登録数でございますけれども、スマートフォンにダウンロードされた件数で申し上げますと、2月10日現在で2,132件ございました。また、2月1日現在の秩父地域1市4町、4万461世帯に対するダウンロードの割合、こちらが5.3%となります。

以上でございます。

**議長（赤岩秀文議員）** 清流園所長。

（新井幸男清流園所長登壇）

**新井幸男清流園所長** 本橋議員の質問にお答えいたします。

オゾナイザがどういうものであるかということですが、清流園では微生物処理等の処理過程を経た処理水にオゾンを通し、脱色、滅菌処理をしております。オゾンは酸化力の強い気体で、一般的にその特性を生かして脱色やカビ臭、細菌などの除去に使われております。このオゾンを発生させる機械がオゾナイザになります。圧縮空気に高圧電流を流すことでオゾンが発生すると伺っております。24時間稼働している精密機器となります。

減額の理由でございますが、昨年度の予算策定時に部品交換を見込んで予算を取得させていただきましたが、その後行った分解点検により部品交換の必要がないと判断されたことから差額が生じ、減額となりました。

以上でございます。

**議長（赤岩秀文議員）** 5番、本橋議員。

**5番（本橋 貢議員）** ありがとうございます。1つ再質問させていただきたいと思うのですけれども、ごみ分別アプリの業務委託料なのですけれども、そもそもの委託料の予算額を教えてください。

くというのと、あとは今伺いまして2,132件ですか、これ5.3%というとかかなり低いのですけれども、自分もごみ分別アプリは入れているのですけれども、使い勝手がよくて、そのときにはお知らせが入ってくるので、もっと普及させていくことが大事だと思うのですけれども、この普及についてどのようにお考えか、やっぱりこれは今スマホ、携帯を持っている方はいっぱいいらっしゃいますし、手持ちでいちいち紙を見なくても分かるという便利なものだと思いますので、その辺の普及についてのお考えをお伺いできればと思います。よろしくをお願いします。

議長（赤岩秀文議員） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時06分

再開 午後 1時06分

議長（赤岩秀文議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

クリーンセンター所長。

（岩田 聡事務局次長兼秩父クリーンセンター所長登壇）

岩田 聡事務局次長兼秩父クリーンセンター所長 それでは、5番、本橋議員の再質問にお答えいたします。

まず、当初予算につきまして22万円でございます。22万円に対しまして執行が5万5,000円ということで、その差額の16万5,000円の減額ということでございます。当初22万円という設定をした理由なのですけれども、こちら埼玉県内を調査しまして、大きくは2つの分別アプリが活用されておりました。この中で22万円と5万5,000円ぐらいのアプリがあるということは承知しておったわけなのですけれども、その時点では使用料なども含めて優劣がつけられないということで、構築部分については22万円の予算を計上させていただいたところでございます。

次に、普及、PRの状況でございますが、今大変便利だというお話をいただきまして、大変感謝申し上げます。いろんな方に使っていただいて感謝をいただいているところでございますが、私どももまだ普及が不足しているかなというふうに思っているところでございます。現時点で取り組んでいる普及活動なのですけれども、まず市町の去年の9月の広報に載せさせていただくとともに、今年の1月の私どもの組合の広報に載せさせていただきました。

また、組合ホームページまたは組合の公式エックス、こちらでPRをさせていただいたとともに、小学生がクリーンセンターのほうに施設見学でよく参りますし、環境衛生センターにも参りますので、その施設見学の際にチラシを配ったり、あとはごみを持ち込んだ方、特にクリーンサンデーと年末の持込み者のところを重点的にチラシを配布させていただきました。毎日大体統計を取っているのですけれども、そういったチラシを配布したときにぐっと伸びるような感じでございます。ま

た、ちちぶエフエム等の媒体にも出ささせていただいて、そのときにはコメントとしてこういったアプリをやっていますというお話をさせていただいております。

なお、新年度のお話なのですけれども、今後ごみカレンダーにもQRコードを載せさせていただいてPR活動を進めるとともに、でき得れば指定ごみ袋の袋などの一部にQRコードを載せられればいいなということで、検討させていただいております。

また、議員さんまたは理事の皆さんの中にはお持ちのSNSですとか、あとは会報等々を使ってPRをいただいている方もいらっしゃるようでして、私どもも本当に大変助かっております。引き続き議員の皆様方にはPR等にご協力いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

**議長（赤岩秀文議員）** 5番、本橋貢議員。

**5番（本橋 貢議員）** ありがとうございます。いろいろご苦勞いただいていると思うのですが、QRコードでインストールしたときに、ラインなんかでは次の方へ、知っている方へインストールしたものを紹介できるというか、知っているところでつないでいけるという、そういうものがあるのですが、そういったところを検討していくと、料金等もそういったことになると上がるかもしれませんけれども、それをしていけば私から誰かにという、どんどん、どんどんつなげていける、ラインで広げていけるという、そういったツールもあると思うので、その辺も研究していただければ、また予算面もかかるとは思いますけれども、便利で非常にいいなと思っているので、そういうところを提案というかさせていただきます。答弁は結構です。ありがとうございます。

**議長（赤岩秀文議員）** 他に質疑ございませんか。よろしいですか。

（「なし」と言う人あり）

**議長（赤岩秀文議員）** それでは、質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

**議長（赤岩秀文議員）** ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

**議長（赤岩秀文議員）** 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

議長(赤岩秀文議員) 総員起立であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決することに決しました。

○議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長(赤岩秀文議員) 次に、議案第5号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

水道局長。

(北堀史子水道局長登壇)

北堀史子水道局長 議案第5号 令和7年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計補正予算(第3回)についてご説明申し上げます。別冊の令和7年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計補正予算(第3回)説明書と併せましてご説明させていただきます。

初めに、議案書の12ページを御覧ください。今回の補正は、年度内の実績値及び今後の見込みを勘案しまして、各費目において可能な限りの収入、支出見込みの見直しを行ったものでございます。

第1条は省略いたしまして、第2条は業務予定量のうち(4)、主要な建設改良事業について、補正額に基づき記載しております。

次に、第3条、収益的収入及び支出についての補正でございます。第1款水道事業収益でございますが、6,450万8,000円を増額するものでございまして、第1項営業収益は5,418万8,000円を増額、第2項営業外収益は1,032万円の増額でございます。

それでは、別冊の補正予算説明書2、3ページ、水道事業会計補正予算(第3回)実施計画書を御覧ください。上段の第1款第1項営業収益5,418万8,000円を増額についてでございますが、第1目給水収益の5,000万円の増額については、使用水量の増加によるものでございます。

第3目その他の営業収益の418万8,000円を増額については、工事の精算による変更や新たな修繕の発生に伴う組合市町の消火栓維持管理負担金の変更によるものでございます。

議案書の12ページにお戻りください。次に、支出でございます。第1款水道事業費用を8,805万6,000円増額するものでございまして、第1項営業費用2,604万1,000円の減額及び第2項営業外費用2,551万8,000円の減額並びに第3項特別損失1億3,961万5,000円を増額でございます。

別冊の補正予算説明書の2、3ページを御覧ください。下段の第1款第1項営業費用2,604万1,000円の減額につきまして、第1目原水及び浄水費2,913万5,000円の減額は、浄水場維持管理のための各種委託料や動力費などを減額するものでございまして、大雨等の影響がなく、各浄水場において水質が安定し、汚泥の処理費用が抑制されたことのほか、電気料金の見直し等によるものでございます。

第2目配水及び給水費2,563万7,000円の減額につきましても、動力費の減額等によるものでござ

います。

第3目総係費439万6,000円の増額につきましては、異動に伴う人件費等の増額によるものでございます。

第4目減価償却費2,433万5,000円の増額につきましては、決算確定に伴う再計算により増額補正するものでございます。

次に、第2項営業外費用2,551万8,000円の減額につきましては、企業債償還利息の借入額及び利率確定による差額を補正するものでございます。

次に、第3項特別損失1億3,961万5,000円の増額につきましては、横瀬の姿見山浄水場解体に伴う除却費の見直しによるものでございます。

議案の12ページにお戻りください。第4条、資本的収入及び支出についての補正でございます。第4条の冒頭の記述は、資本的収入が資本的支出に不足する額の補填財源に関する内容をそれぞれの項目と金額について補正するものでございます。

資本的収入につきましては、第1款資本的収入8億1,054万8,000円を減額するものでございます。

別冊の補正予算説明書4、5ページを御覧ください。上段の第1款資本的収入の減額につきましては、第3項他会計負担金3,428万円の減額で、消火栓新設に係る工事の減による構成市町の負担金を見直したことによるものでございます。

次に、第4項国庫補助金7億7,626万8,000円の減額につきましては、国庫補助の決定及び内示の状況を鑑み、減額を行ったものでございます。

議案書の12ページにお戻りください。次に、資本的支出につきましては、第1款資本的支出1億496万3,000円を減額するものでございまして、13ページの上段、第1項建設改良費1億488万8,000円の減額、第2項企業債償還金7万5,000円を減額するものでございます。

別冊の補正予算説明書の4、5ページを御覧ください。下段の第1款第1項建設改良費でございますが、第1目原水及び浄水施設費3,334万8,000円の増及び第2目配水及び給水施設費1億4,473万6,000円の減額につきましては、工事請負費における請負差金による減のほか、国の補正予算計上に伴う国庫補助金枠の増額により、運営基盤事業の工事予定を令和8年度当初から今年度へ前倒しすることによる増や継続費の年割額の見直しによる増でございます。

第4目有形固定資産購入費108万9,000円の減額につきましては、備品購入等の請負差金によるものでございます。

第5目建設利息758万9,000円の増額につきましては、令和6年度の決算による対象額の確定によるものでございます。

その下、第2項企業債償還金につきましては、借入れ条件の確定による差額を補正するものでございます。

議案書の13ページにお戻りください。第5条は既定の継続費の変更で、14ページ、第1表の継続

費補正のとおり総額及び年割額等を変更するものでございます。

次に、第6条は予算第10条を11条とし、第9条に定めた組合市町からの補助金のうち児童手当補助金の金額を55万7,000円増額し、同条を第10条とするものでございます。

第7条は、予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することができない経費として職員給与費を定めておりますので、人件費の補正に伴い495万7,000円を減額し、同条を第9条とするものでございます。

第8条は、予算第7条及び予算第6条を1条ずつ繰り下げた後、予算第5条の次に予算第6条として債務負担行為の追加及び既決の債務負担行為の変更を15ページ、第2表及び第3表の債務負担行為補正のとおり追加及び変更するものでございます。

また、別冊の補正予算説明書の6ページには予定キャッシュ・フロー計算書、8ページから10ページは給与費明細書、11ページから12ページには継続費に関する調書、13ページは債務負担行為に関する調書、14ページには予定貸借対照表がそれぞれ記載してございますので、ご確認いただきたいと思っております。

以上で議案第5号の説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**議長（赤岩秀文議員）** 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

2番、高野佳男議員。

**2番（高野佳男議員）** 詳細なご説明いただき、ありがとうございました。ただいま参照いただいた資料のうちの補正予算に関する説明書を参照しながら質問させていただこうと思っております。

補正予算の説明資料、2ページから3ページのところですけれども、収益的収入と同じく支出のほうの関係につきまして聞きたいと思っております。まず、収益的収入のほうですけれども、1款水道事業収益、1項営業収益、目1給水収益、この補正額が5,000万円となっております。そして、ただいまのご説明でもありましたように使用水量の増加ということが上げられておりました。他方、これは支出のほうになるわけなのですけれども、1款水道事業費用、1項営業費用、それから1、原水及び浄水費ほか目が並んでいるわけなのですが、先週行われました全員協議会の際、管理者提出議案の概要のところにくられていた項目といたしまして動力費、この補正額が全体として3,921万3,000円の減となっており、その理由としてミューズパーク浄水場のポンプ電気の減少ということが上げられておりました。

ただいまの説明で大体理解できたのですけれども、水道の使用水量が増加しているにもかかわらず、それに伴って浄水場のポンプ稼働している時間とか率というのは当然高まっているのではないかとと思うのですが、これの電気代がかなり減少しているのですけれども、これはやっぱり電気の単価の減少ということで考えていいのでしょうか。

それから、初歩的な質問で大変恐縮なのですが、動力費3,921万3,000円の減ということな

のですが、この積算、内訳というのはどこを見ればよろしいのでしょうか。ご教示いただけたらと思います。

**議長（赤岩秀文議員）** 経営企画課長。

（八木 修経営企画課長登壇）

**八木 修経営企画課長** それでは、高野議員のご質問にお答えいたします。水道事業会計補正予算（第3回）説明書の中の見積書を基にご説明をさせていただきます。

まず、18、19ページにございます収益的収入及び支出の欄、収入の部の水道事業収益、第1項の営業収益、第1目給水収益、第1節水道料金の増加につきまして、こちらにつきましては大口事業者におきます水量単価の高い使用水量の増加の傾向が見られましたので、こちらを反映しまして5,000万円の収益の増加を今回見込ませていただきました。

一方で、その次のページになります20ページ、21ページになります。支出の部にございます第1款水道事業費用、第1項営業費用、第1目原水及び浄水費の第16節にございます動力費、こちらと第2目の配水及び給水費、この中の第16節にございます動力費、こちらの積算につきましては、通常であれば過去の使用実績と、あと値上げ率等を勘案しまして、例年ですと算出をしております。ただ、令和7年度の当初予算におきましては、新ミューズパークの配水池の年度内の完成に伴います別所浄水場及び取水場におきます動力費の増加、それと新ミューズパーク系のポンプ施設の本格稼働、そのほか今年度新たに完成を予定しております施設に係ります動力費等を想定しまして、あらゆる状況に対応できる予算の確保を行ってまいりました。

そして、今回の補正予算におきましては、年度内におきます別所浄水場、取水場の稼働状況によりまして、原水及び浄水費の動力費につきましては671万3,000円、そして新秩父ミューズパーク系のポンプ場の稼働状況によりまして、配水及び給水費の動力費につきましては3,250万円、こちらをそれぞれ減額しまして、合計にしますと3,921万3,000円を減額補正するというふうな形を取らせていただきました。

以上でございます。

**議長（赤岩秀文議員）** 他に質疑ございますか。ございませんか。

（「なし」と言う人あり）

**議長（赤岩秀文議員）** それでは質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

**議長（赤岩秀文議員）** ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

(「なし」と言う人あり)

**議長（赤岩秀文議員）** 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

**議長（赤岩秀文議員）** 総員起立であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決することに決しました。

○議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

**議長（赤岩秀文議員）** 次に、議案第6号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

事務局長。

(濱田雅之事務局長登壇)

**濱田雅之事務局長** 議案第6号 令和8年度秩父広域市町村圏組合一般会計予算についてご説明申し上げます。

組合は、昭和45年に発足以来55年が経過し、この間秩父地域を取り巻く環境は大きく変化するとともに組合の共同処理業務は増加し、その重要度は一段と増しております。このような状況と併せ、昨今のインフレなどの影響も加わり、一般会計の事業費は増加していくことが予想され、その事業費の財源は組合構成市町からの負担金に求めることとなります。人口減少が進み、税金等も減少傾向である秩父地域の財政状況が厳しいことは、組合職員も十分に認識しております。

このような厳しい状況を踏まえ、少しでもよりよい方策を検討し、従来の積み上げ方式の予算編成から限られた財源を適正に各課に配分し、予算編成に係る多くの権限を各課所に委譲することにより効率的かつ効果的な行政運営、自主性と自立性を確保し、コスト意識の向上を図るため、令和8年度予算編成にあたっては枠配分方式によるものとしております。職員全員で力を合わせて秩父の暮らしを支え、地域を守るため本予算を取りまとめております。

それでは、説明に入らせていただきます。

お手元の一般会計予算書1ページをお開き願います。第1条では、令和8年度予算の総額を歳入歳出それぞれ42億3,024万5,000円、前年度予算額40億4,171万4,000円に対し1億8,853万1,000円の増額としております。

第2条では、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を第2表、地方債により定めるものであります。内容につきまして

ては、後ほどご説明をさせていただきます。

第3条では、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額を3億円と定めるものであります。

第4条では、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合を定めるものであります。

4ページをお開き願います。第2表、地方債でございます。救急自動車整備事業のための起債で起債限度額を3,900万円とさせていただきました。

それでは、歳入歳出予算の内容につきましては、歳入歳出予算事項別明細書にてご説明を申し上げます。

8ページ、9ページをお開き願います。まず、歳入でございます。第1款分担金及び負担金、第1項負担金でございますが、節に定める区分の9つの負担金額の合計が36億262万9,000円で、前年度と比較し1億8,210万5,000円の増額となります。歳入予算全体に占める割合は85.16%となります。この市町負担金は、組合格約に定める負担割合により算出し、負担金積算基礎は確定数値を使用しております。負担金明細書は52ページに記載しておりますので、後ほど御覧いただきたいと存じます。

次の第2款使用料及び手数料の第1項使用料、第1目衛生使用料は2,581万5,000円で、火葬場使用料、霊柩車使用料及び土地使用料でございます。

次の第2款使用料及び手数料の第2項手数料、第1項清掃手数料は3億4,617万9,000円で、主なものは処理施設持込手数料や有料指定ごみ袋手数料のごみ処理手数料及びし尿処理手数料でございます。

第2目消防手数料は98万円で、危険物施設許認可や火薬類煙火消費手数料でございます。

次の第3款国庫支出金、第1項国庫補助金、第1目衛生費国庫補助金は1,109万7,000円で、循環型社会形成推進交付金でございます。この交付金につきましては、し尿総務費の委託料に計上いたしました汚泥再生処理センター建設に係る生活影響調査及び基本設計業務等委託の事業費の3分の1が国庫補助金として交付されるものでございます。

10ページ、11ページを御覧願います。第4款財産収入、第1項財産運用収入は160万3,000円で土地貸付収入、建物貸付収入及び基金預金利子でございます。

第4款財産収入、第2項財産売払収入は88万円で、救急自動車の売払収入を見込んだものとなります。

次に、第5款繰入金、第1項繰入金は821万4,000円で、消防救急基金からの繰入金で、消防施設費の備品購入費のうち高規格救急自動車2,600万円と高度救命処置用資機材1,800万円の財源として充当するものでございます。

続いて、第6款繰越金、第1項繰越金は6,604万9,000円となります。これは、令和7年度予算の

不用見込額を新年度の繰越金と計上し、歳入財源とさせていただくものでございます。

なお、前年度と比較して3,404万9,000円の増額となりますが、主な増額要因は令和6年度における給与改定の人件費補正の財源を入札差金などの事業費により捻出したことによりまして、結果として令和7年度への繰越金が増加したことなどによるものとなります。

続いて、第7款諸収入、第1項組合預金利子は113万9,000円でございます。前年度と比較し79万4,000円の増額となりますが、運用利率が上昇したことによるものでございます。

続いて、第7款諸収入、第2項雑入は1億2,663万円で、秩父クリーンセンターの売電収入を7,384万5,000円、有価物売却代としてカン売却代から13ページの羽毛布団売却代までの4,823万7,000円を計上しており、前年度と比較して1,032万4,000円の増額となります。主な増額要因は、令和7年度はクリーンセンターの蒸気発電設備法定点検によりまして、整備期間中は発電設備を停止するため減収計上しておりましたが、令和8年度はこの整備による停止期間がなくなることによる売電収入の増収と環境衛生センターの有価物の売却において、スチール缶の売却単価の上昇による増収によるものでございます。

12ページ、13ページを御覧願います。第8款組合債、第1項組合債は3,900万円で、高規格救急自動車の整備に係るものでございます。整備に際しましては、地方交付税措置がある地方債の活用を予定しております。

次に、歳出でございます。14、15ページをお開き願います。まず、第1款の議会費、第1項議会費は332万5,000円で、主なものは議員報酬、調査旅費、会議録調製業務委託料でございます。

続いて、第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費は1億7,185万円で、前年度と比較し150万9,000円の減額となります。主な減額要因は、令和7年度末退職者に係る埼玉県市町村総合事務組合負担金の減額などによるものとなります。本費目の主な経費としましては、職員16人分の人件費、そして職員関連経費、17ページに記載してございます事務機器類や各種システム及びネットワークの維持管理等に係る経費などでございます。

第2目公平委員会費は4万8,000円でございます。

18ページ、19ページをお開き願います。第2款総務費、第2項監査委員費は24万6,000円でございます。

次に、第3款の民生費、第1項福祉費、第1目介護認定審査会費は5,895万9,000円で、前年度と比較して52万6,000円の増額となります。主な増額の要因は、職員人件費の増額によるものとなります。本費目の主な経費としましては、介護認定審査会委員の報酬、職員4人分の人件費、第11節役務費のネットワーク通信料、第12節委託料の介護認定審査会システム保守業務委託料、そして第13節使用料及び賃借料の介護認定審査会システム使用料などでございます。

続いて、第2目自立支援審査会費は1,406万7,000円でございます。自立支援審査会委員の報酬と職員1人分の人件費が主なものでございます。

20ページ、21ページをお開き願います。第4款衛生費、第1項保健衛生費、第1目結核予防費は2,087万8,000円で、前年度と比較し104万円の減額となります。主な減額要因は、第12節委託料の撮影業務委託料及び読影業務委託料について、検診対象者の減少により当該委託料が減額となることによるものでございます。

続いて、第2目循環器検診費は562万5,000円で、前年度と比較し58万円の減額となります。この事業は、圏域内市町の小学校1年生の児童、中学校1年生の生徒を対象とした心臓検診業務を秩父郡市医師会に委託し、実施しております。

続いて、第3目救急医療施設費は5,757万1,000円で、前年度と比較して177万4,000円の減額となります。この事業は、第12節委託料に休日などの初期救急医療体制を確保するため、休日診療所、在宅当番医制、小児初期救急医療の運営事業委託料として2,377万1,000円を計上し、秩父郡市医師会に委託して実施をしておるものと、第18節負担金、補助及び交付金に2次救急医療体制として年間を通じて毎日の夜間、日曜日及び国民の祝日等の救急患者を受け入れるため、病院群輪番制病院運営事業補助金を3,380万円計上したものでございます。減額の要因は、病院群輪番制病院運営事業に対する補助金について、民間病院に対する補助金は組合が交付し、公立の秩父市立病院に対する補助金はちちぶ医療協議会が交付しております。令和7年度は、皆野病院と秩父病院の2病院へ補助を予算計上しておりましたが、令和7年3月で秩父病院が輪番制病院から撤退されましたので、令和8年度は皆野病院のみへの補助となることによるものでございます。

続いて、第4目斎場費は1億1,263万5,000円で、前年度と比較し1,414万5,000円の増額となります。主な増額要因は、職員人件費によるものと、23ページを御覧いただきますと、第13節使用料及び賃借料におきまして、平成29年3月竣工から9年を経過しますが、不具合が発生しています運営支援システムを更新し、当該システムのリース料を計上したことによるものとなります。本費目の主な経費といたしましては、職員3人分と会計年度任用職員2人分の人件費と斎場運営及び維持管理に関する経費でございます。

続いて、第4款衛生費、第2項清掃費、第1目清掃総務費は8,540万5,000円で、前年度と比較し1,245万4,000円の減額となります。主な減額要因は、令和7年4月の組織統合により所属長1名の減員による職員人件費が減額したことによるものと、令和7年度予算に計上しました一般廃棄物ごみ処理基本計画策定業務が単年度業務により年度内に完了することによるものとなります。本費目の主な経費といたしましては、職員3人分の人件費と第10節需用費の消耗品費に計上しております有料指定ごみ袋の製作購入経費、第12節委託料に計上しております有料指定ごみ袋販売店への収納委託料となります。

24ページ、25ページを御覧願います。第2目クリーンセンター費は6億3,414万8,000円で、前年度と比較し3,650万9,000円の増額となります。主な増額要因は、第12節委託料に計上しております1・2号炉及び共通設備法定・定期点検整備業務におきまして、ボイラー設備における水管の老朽

化による整備などによる増額と人件費及び物価高騰に伴い、秩父クリーンセンター運転管理業務、27ページを御覧いただきますと、焼却灰再資源化処理業務及びばいじん等資源化業務の増額により委託料全体で2,050万5,000円の増額となること、さらには第14節工事請負費におきまして、3台ありますクレーンバケットを令和10、11、12年度の3か年で順次1台ずつ更新する計画でありましたが、1台のクレーンバケットに不具合が生じており、焼却処理に大きな影響が生じるため、前倒しで実施する受入供給設備ごみクレーンバケット更新工事費用を計上したことによるものとなります。本費目の主な経費としましては、職員5人分と会計年度任用職員3人分の人件費、施設の維持管理に係る薬品類をはじめとする消耗品費や修繕料、運転管理業務委託料や各設備機器類の定期点検整備業務に係る委託料などでございます。

続いて、第3目環境衛生センター費は1億6,123万8,000円で、前年度と比較し1,208万9,000円の増額となります。主な増額要因は、第12節委託料において、施設内へ収集及び持込みをされた廃棄物の受入管理資源化業務について、人件費の高騰などによる増額、29ページを御覧いただきますと、委託料の最後に記載しております計量用パソコン他更新業務を計上したことなどによるものとなります。本費目の主な経費としましては、職員4人分の人件費、施設の維持管理用の薬品類をはじめとする消耗品費や修繕料、廃棄物の資源化に係る委託料などでございます。

続いて、第4目廃棄物収集費は2億3,365万4,000円で、前年度と比較し1,070万6,000円の増額となります。増額要因は、人件費及び物価高騰等を反映したことによるものとなります。

続いて、第5目し尿総務費は7,236万円で、前年度と比較し2,455万4,000円の減額でございます。主な減額の要因は、令和7年度に予算計上しました汚泥再生処理センター建設に向けた測量調査業務及び地質調査業務が単年度事業により年度内に完了することによるものでございます。本費目の主な経費としましては、職員4人分の人件費、汚泥再生処理センター建設に係る各種事業費となります。

30ページ、31ページを御覧願います。第6目清流園費は2億5,369万1,000円で、前年度と比較し988万8,000円の増額となります。主な増額の要因は、第10節需用費のうち燃料費のA重油と光熱水費の電気料金について、円安などの影響による増額、33ページを御覧いただきますと、第12節委託料における乾燥汚泥運搬業務、それから活性炭脱臭塔詰替作業費用を計上したことなどによるものでございます。本費目の主な経費としましては、職員7人分の人件費、施設の維持管理に係る薬品類をはじめとする消耗品費や燃料費、修繕料、また各種点検整備業務に係る委託料、し尿収集運搬業務委託料などでございます。

次に、第7目溪流園費は9,417万6,000円で、前年度と比較し302万6,000円の増額となります。主な増額の要因は、第12節委託料のうちし尿収集運搬業務について、人件費等の高騰により増額したことによるものとなります。本費目の主な経費は、職員3人分の人件費、施設の維持管理及び汚泥処理に関する経費などでございます。

34ページ、35ページを御覧願います。第8目小鹿野衛生センター費は1億2,207万1,000円で、前年度と比較し992万円の増額となります。主な増額の要因は、第10節需用費のうち燃料費のA重油と光熱水費の電気料金につきまして、円安などの影響による増額と施設の老朽化に伴う修繕料の増額によるものでございます。本費目の主な経費としましては、職員2人分の人件費、施設の運転管理業務委託料のほか、施設の維持管理に関する経費でございます。

次に、第5款の消防費、第1項消防費、第1日常備消防費は15億7,751万7,000円で、前年度比7,679万5,000円の増額となります。常備消防費は、再任用職員11人を含む消防職員183人分の職員人件費15億1,314万9,000円が主なものでございまして、職員人件費分の前年度比7,608万6,000円の増額となっております。

38ページ、39ページを御覧願います。第2目消防施設費は2億6,713万9,000円で、前年度比9,644万5,000円の増額となります。主な増額の要因は、第12節委託料におきまして消防指令システム情報系部分更新業務委託料1億4,097万1,000円を計上したことによるものでございます。本費目の主な経費としましては、消防庁舎、車両及び通信施設に係る維持管理経費でございます。

40ページ、41ページを御覧願います。第6款公債費、第1項公債費、第1目元金は2億4,453万7,000円で、前年度と比較し3,993万5,000円の減額となります。減額の要因は、平成12年度に借り入れました消防庁舎建設事業債、令和2年度に借り入れました消防施設整備事業債2件の償還が完了したことによるものとなります。

続いて、第2目利子は408万1,000円で、前年度比85万1,000円の減額となります。減額の要因は、元金で申し上げました3つの事業の償還が完了したことによるものとなります。

続いて、第7款諸支出金、第1項基金費、第1目公共施設整備基金費は500万円で前年度と同額でございます。

続いて、第2目消防救急基金費は2万4,000円で、消防救急基金の運用利子を積み立てるものとなります。

次に、第8款予備費、第1項予備費は3,000万円で、こちらも前年度と同額を計上させていただきました。

42ページ以降は、給与費明細書などがございますが、説明は省略させていただきます。

以上で議案第6号の説明を終了いたします。何とぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

**議長（赤岩秀文議員）** 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時55分

再開 午後 2時04分

議長（赤岩秀文議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど議案第6号の説明が終了いたしました。

これより議案に対する質疑に入ります。

2番、高野佳男議員。

2番（高野佳男議員） 一般会計予算書の最後のほうになりますけれども、消防費のことについて1個お尋ねをいたします。予算書の38ページ、39ページになりますが、目2消防施設費の12、委託料の一番最後のところがございますが、消防指令システム情報系部分更新業務委託料1億4,097万1,000円が計上されているのですけれども、これの内容というのは、今あるシステムの言わばバージョンアップに要する費用なのでしょうか。それとも新たな機能、例えば埼玉北部の消防本部の指令を将来的に統一化するというような構想もあるかと伺っているのですけれども、そういったようなことなんかを見越してのシステムの更新なのでしょうか。

議長（赤岩秀文議員） 総務課長。

（引間宣行消防本部専門員兼総務課長登壇）

引間宣行消防本部専門員兼総務課長 高野議員のご質問にお答えいたします。

更新の関係ですけれども、令和8年予算に計上した消防指令センター情報系に関わる部分更新ですけれども、当初予算に計上しました1億4,097万1,000円につきましては指令システムの情報系、いわゆるPCの関係を更新したいものでございます。なぜ更新が必要なのかと申しますと、減価償却資産の耐用年数等に関する省令によりパーソナルコンピューター4年、サーバー用等5年の耐用年数となっております。現在平成30年度に整備完了しました指令台、約7年使用している状況でございます。消防指令システムは、119番通報の受付から活動終了までの業務を24時間365日迅速に行うためのもので、安全性、信頼性を確保するために適正に維持管理を行いたいものでございます。令和9年度計画に約1億4,500万円について、指令システムの通信系、これは119番を通信する部分更新となっております。

また、電話設備についての更新も含んでおります。2028年12月31日にインス回線の提供が終了してしまうことに伴いまして、通信系及び電話設備を光IP化する必要があるためでございます。従来の業務の説明では、119番を受信する回線については全更新までINS、インス回線を維持するというものでございましたが、改めて調査をしましたところ、指令制御装置等につきましては光IP化対応を取らないと、指令台から折り返しという機能がございまして、それができなくなるということでございます。

また、ほかの消防本部等への転送もできなくなるということで、そういった事情が発生してしまいますと指令制御装置等の更新が必要になったための追加要求となるわけでございます。以上の理由で部分更新とさせていただきます。よろしく願いいたします。

説明は以上です。

議長（赤岩秀文議員） 他に質疑ございますか。質疑ないでしょうか。

（「なし」と言う人あり）

議長（赤岩秀文議員） それでは、質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（赤岩秀文議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（赤岩秀文議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

議長（赤岩秀文議員） 総員起立であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決することに決しました。

○議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（赤岩秀文議員） 次に、議案第7号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

水道局長。

（北堀史子水道局長登壇）

北堀史子水道局長 議案第7号 令和8年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計予算につきまして、別冊の水道事業会計予算及び説明書と併せて議案第7号補足資料、カラー印刷の円グラフ資料によりましてご説明申し上げます。

まず、予算書の5ページをお開きください。第1条は省略しまして、第2条の業務の予定量といたしましては（1）、給水戸数は1市4町の4万3,020世帯に対し（2）、年間総給水量は約1,450万立方メートルの給水を予定しております。これを1日あたりにいたしますと（3）、1日平均給水量は3万9,744立方メートルでございます。また、（4）では主要な建設改良事業の金額を定めております。

次の第3条及び第4条は、議案第7号補足資料のカラー刷りの円グラフによりご説明いたします

ので、御覧ください。まず、資料の上段にごございます数値は、水道事業会計の予算規模を示したものでございます。一般会計と異なり、水道事業会計は収入、支出が一致しないのが特徴ですが、予算第3条と第4条に定めた金額を収入ベースで見た場合は合計43億9,042万円、支出で見た場合は合計53億7,918万円となっております。

次に、左側の円グラフを御覧ください。こちらが予算第3条、収益的収入及び支出の内訳を表したものです。グラフは上段が収入、下段が支出となっております。上段の収益的収入合計は37億5,874万円でございまして、そのうち給水収益が26億2,321万円が69.7%を占め、これに他会計補助金及び県費補助金が3億7,799万円が10%、長期前受金戻入が4億6,542万円が12.3%と続き、これらの収入で全体のおよそ92%を占めております。

なお、令和7年度と比較し、給水収益が4億2,577万円、率にして19.3%の増加となっております。

左のグラフの下段、収益的支出は36億8,402万円でございまして、主な費用構成として減価償却費が18億3,657万円が49.8%を占め、浄水場等の維持管理費が7億7,606万円が21%、これに次ぎ配水管等の維持管理費が4億9,506万円が13.4%、一般管理費が2億9,922万円が8.1%、これらの費用で全体のおよそ92.4%を占めております。

なお、令和7年度と比較し、減価償却費が1億4,056万円、8.2%増加しております。これは令和6年度建設改良事業費に対するものでございます。

次に、右側のグラフを御覧ください。こちらが予算第4条、資本的収入及び支出の内訳を表したもので水道施設の新設改良のための予算でございます。上段が収入、下段が支出となっております。上段の資本的収入は6億3,168万円でございます。その内訳は、企業債が2億円で収入の31.6%、出資金が2億2,406万円が35.4%、国庫補助金が1億5,872万円が25.1%を占め、これらの収入で全体のおよそ92.2%を占めております。

次に、下段の資本的支出は16億9,516万円でございます。その内訳は、配水管等の新設改良費が11億2,682万円が支出の66.4%、浄水場等の新設改良費が3,917万円が2.3%、企業債償還金が5億1,852万円が30.5%を占めております。

なお、資本的支出において、前年度と比較し大きく減少した理由についてでございますが、水道広域化補助対象事業の減少に伴うものであり、浄水施設及び配水施設等の新設や更新事業費が減少したことによるものでございます。

ここで、4条予算の収入と支出を比べますと、収入が支出に対し10億6,348万円不足しております。この不足を補填するものとしたしましては、グラフ下の※印にごございますように①、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額5億224万円、②、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額7,631万円、③、過年度分損益勘定留保資金4億8,493万円を補填する予定でございます。このグラフの説明は以上でございます。

別冊の予算及び説明書の6ページにお戻りください。中段の第5条から7ページの第10条までは

企業債、一時借入金などを公営企業法に定められた基準により順次記載したものでございます。

また、9ページ以降は予算に関する説明書等でございます。

以上で議案第7号の説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**議長（赤岩秀文議員）** 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑ございますか。

5番、本橋貢議員。

**5番（本橋 貢議員）** 本橋です。担当の説明いただきましてありがとうございます。3点だけ質問させていただきたいと思うのですが、まず37ページなのですが、他会計負担金、重点支援地方交付金にかかる水道料金減免負担金、これの詳細の内容を教えてくださいと思います。

続きまして、45ページなのですが、17節の手数料なのですが、クレジット立て替え払い各種手数料、これはどういうものなのかについて教えてくださいと思います。

あと、最後49ページ、一番下段になるのですが、県費補助金ですが、山間山添い地域水道水源開発施設整備費償還金補助金ですか、これについて内容を教えてくださいと思います。

**議長（赤岩秀文議員）** 経営企画課長。

（八木 修経営企画課長登壇）

**八木 修経営企画課長** それでは、本橋議員のご質問につきまして回答させていただきます。

初めに、令和8年度水道事業会計予算及び説明書の予算見積書37ページ、収益的収入及び支出の第1款水道事業収益、第1項営業収益、第3目その他営業収益、第3節他会計負担金のうち重点支援地方交付金にかかる水道料金減免負担金の内容についてお答えいたします。

重点支援地方交付金につきましては、国による物価高騰対策の交付金でございまして、組合市町により、この交付金を活用して各家庭や事業者の水道料金の減免を行う方針が示されております。水道料金につきましては、令和7年11月の組合議会におきまして、令和8年4月1日からの料金改定の議決をいただいているところでございますが、こちらの重点支援交付金によりまして、新料金が適用されます令和8年の4月請求分から令和8年の12月請求分までの6か月間を対象にしまして、基本料金の値上げ分を減免するという方針でございます。そこで、組合市町に対しましては、減免によります6か月分の水道料金の減収分、金額にしますと1億8,403万2,000円、このほか広報や水道料金システムの改修費等の事務費としまして500万円、合計しますと1億8,903万2,000円につきまして、ご質問がございました重点支援地方交付金にかかる水道料金減免負担金として収入を予定したものでございます。

次に、45ページ、第1款水道事業費用、第1項営業費用、第3目総係費、第17節手数料のうちクレジット立て替え払い各種手数料の内容についてお答えいたします。水道料金のお支払い方法につ

きましては、口座振替をはじめ各金融機関や水道局の窓口及びコンビニエンスストアでのお支払い、このほかバーコードを使用したスマートフォンの決済、そしてクレジットカード決済をご用意してございます。これらにつきましては、お客様に多様な支払い方法を選択いただくことで利便性の向上と収納率の向上を図ることを目的としたものでございます。今回ご質問いただきましたクレジット立て替え払い各種手数料につきましては、水道料金のクレジット決済の収納業務につきまして発生します代理納付及び代理納付事務に係ります事務手数料でございまして、収納委託業者に対しまして支払われる手数料となっております。

続きまして、49ページの第1款資本的収入、第5項県補助金、第1目県補助金、第1節県補助金、山間山添い地域水道水源開発施設整備償還金補助金の具体的な内容についてお答えいたします。こちらにつきましては、山間山添い地域の水源開発の確保、水道に係ります水源開発の確保を図るため、埼玉県により創設されました補助制度でございまして、旧小鹿野町水道事業が平成15年度に県営の合角ダム建設に伴います安定水利権を取得する際に借りました水道事業債、こちらが当時2億5,520万円の借入れでございました。こちらに係ります令和8年度償還額に対します補助金となっております。

なお、令和8年度の償還元金につきましては1,197万1,000円を予定しておりまして、これに対しまして補助率であります39.278%により算出しまして、今回の予定額470万2,000円として計上させていただきます。

説明は以上でございます。

**議長（赤岩秀文議員）** 5番、本橋貢議員。

**5番（本橋 貢議員）** ありがとうございます。1点だけ再質問で教えていただければと思うのですが、重点支援地方交付金にかかる水道料金減免負担金、これ市町の負担金というのがそれぞれ分かりましたら教えていただきたいと思うのですけれども。

**議長（赤岩秀文議員）** 経営企画課長。

**八木 修経営企画課長** それでは、再質問につきましてお答えさせていただきます。

現在水道局のほうで予定をしております金額としましては、秩父市から申し上げますと1億2,473万3,000円、横瀬町につきましては1,553万5,000円、そして皆野町につきましては1,590万9,000円、長瀬町につきましては1,248万6,000円、小鹿野町につきましては2,036万9,000円を予定しているところでございます。

以上でございます。

**議長（赤岩秀文議員）** 他に質疑ございますか。

（「なし」と言う人あり）

**議長（赤岩秀文議員）** 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

**議長(赤岩秀文議員)** ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

(「なし」と言う人あり)

**議長(赤岩秀文議員)** 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

**議長(赤岩秀文議員)** 総員起立であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決することに決しました。

#### ○閉会の宣告

**議長(赤岩秀文議員)** お諮りいたします。今期定例会の議事は全て終了いたしました。

よって、会議規則第6条の規定により、本日で閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

**議長(赤岩秀文議員)** ご異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決しました。

閉会前に議長から一言申し上げたいと思います。先週来、山林火災で広域消防の皆さんには、特に現場へ出られている皆様には昼夜問わずの消火、そして消防指揮にご尽力されておりますこと心より感謝申し上げます。また、秩父市消防団、そして県内各所からお越しの消防隊の皆様にも、本当にフル装備で山の上まで上がっていただいている消火活動にご尽力いただいておりますことを心より感謝を申し上げたいと思います。私も消防団員として日中2回ほど山に登らせていただきましたけれども、本当に苛酷な急峻な山の中での、そして背中に20キロ近いジェットシューターをしょっての消火活動となっております。大変連日ご苦労いただいております。

また、ただいま浦山方面は通行止めになっておりますけれども、通行止めの有無にかかわらず、大変物見遊山でお越しになられる方がいらっしゃる、現場の隊員の皆さん、そして消防団員の皆さんが心を痛めております。どうか議員をはじめとする住民の皆様におかれましては消火、山林火災が鎮火するまで現地のことを見守っていただくようお願いを申し上げます。

そして、広域消防の皆様には、鎮火までご尽力をいただきますことを心よりお願いを申し上げます。私からの一言ご挨拶をさせていただき、それから本来であれば本日懇親会があったわけですが、このような事態の中で中止となっております。これによりまして、秩父市議会からの派遣となっております広域の議員は、本日が業務が最後となります。周辺のまちの皆様には大変お世話になりましたことを心より感謝申し上げます。

以上をもちまして令和8年第1回秩父広域市町村圏組合議会2月定例会を閉会とさせていただきます。

閉会 午後 2時30分



会議の経過を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和8年2月12日

議 長 赤 岩 秀 文

署名議員 高 野 佳 男

署名議員 坂 本 勝 幸

署名議員 内 田 均